

我が国に輸入される牛肉及び牛内臓に係る
食品健康影響評価のために必要な情報に関する質問書
メキシコ回答（仮訳）

食品安全委員会

序文

世界貿易機関(WTO)の衛生植物検疫措置の適用に関する協定(SPS 協定)において、加盟国は、衛生植物検疫措置をできるだけ広い範囲にわたり調和させるため、国際的な基準、指針又は勧告がある場合には、自国の措置をそれらに基づいてとるよう奨励されている。

これに関連して、メキシコは 2007 年 12 月に、国際獣疫事務局(OIE)に、BSE リスク・ステータスの認定評価を申請した。

ステータス認定を得るため、メキシコは、「陸生動物衛生規約※」の第 1.3.4 章 の指示及びアドホックグループの付属文書Ⅲ-B の勧告（2005 年 12 月 13 日付改訂版の質問書で考慮されたもの）に従い、「陸生動物衛生規約※」の第 1.3.3 章及び「陸生動物の診断及びワクチン接種マニュアル※」の第 1.1.2 章の規定を履行していることを証明する文書を集めた。当該文書はメキシコ動物衛生局(DGSA)及び BSE 診断機関から入手した。

前述の規定を履行しつつ、OIE の指針どおりに 1998 年～2007 年 10 月の当該情報を収集した。それらは、本質問書で求められた情報を提供するための基礎となった。

(※訳注：OIE 文書)

I 生体牛のリスク評価に必要な情報

1 侵入リスク

1.1 生体牛の輸入

1.1.1 輸入規制の概要及び規則（法令）

牛海綿状脳症（BSE）関連規則について、以下を記載。規則（法令）の原文を添付すること
 (1)施行及び改正時期ならびにその内容（規制の変更があった場合はその都度記載する）

時期	規制の内容
1991年	BSE 発生国からの輸入を禁止 メキシコは、同国における牛海綿状脳症（BSE）発生予防措置を講じ、この年に、BSE 発生国からの生体牛、牛肉、牛製品及び牛副産物の輸入を禁止した。 BSE リスクに対するこれらの予防措置は、国際獣疫事務局（OIE）の報告書に従って定められ、維持されている。各国の BSE ステータスに基づき以下の記載がなされた。
1991年	英国、アイルランド共和国、スイス、ポルトガル、フランス
1997年	オランダ、ベルギー、ルクセンブルグ
1998年	リヒテンシュタイン
2000年	デンマーク、スペイン、ドイツ
2001年	イタリア、チェコ共和国、ギリシャ、スロバキア共和国、日本、スロベニア、オーストリア、フィンランド
2002年	ポーランド、イスラエル
2003年	カナダ、米国 カナダ、米国からの生体牛、牛製品、牛副産物の輸入を禁止（乳、乳製品、精液、受精卵、タンパク質を含有しない工業用獣脂、第二リン酸カルシウム、獣皮及び皮革、獣皮または皮革から製造されたゼラチン及びコラーゲンを除く）。 国際獣疫事務局（OIE）が定めた大枠及び他の国際機関が行った指摘（注記）を見直した結果、動物衛生局（DGSA）は、反すう動物由来製品に定められた輸入要件の見直し及び再調整に専念し、その結果緊急措置として、EU 加盟国に対する「動物衛生（輸入）要件（HRZ）」を凍結した。HRZ は、メキシコに輸入される生体動物及び畜産品が満たすべき要件を定めた公文書である（連邦動物衛生法により公文書と認められている）。 [訳注：HRZ の要件は相手国ごとに異なる]
1981年5月7日	しかしながら生体牛及び牛製品の輸入は、1980年代に、フランス、英国、ドイツなどのヨーロッパ主要国での口蹄疫の存在によって中止されている。（付属文書 1.1.1.a：1981年5月7日付「外来疾患に関する協定」）

(2) 第三国経由での輸入に対する規制

第三国経由の動物または動物由来製品及び副産物の輸入を回避するために、動物衛生(輸入)要件(HRZ)において、原産国の政府当局が発行する正式な衛生証明書に、当該動物または当該製品の原産国が自国である旨明記するよう要請している。

港湾、空港、及び国境経由の畜産品の輸入検査に関しては、BSE 及び他のリスク疾患の発生国及び汚染の可能性のある国からの輸入品のチェックを綿密に行っている。動植物衛生の安全性の担当官が、書類及び物品の検査を行い、輸入認可あるいは輸入拒否を判断する。これは、国際空港の観光客にも適用される。国際空港では当該担当官が商用便の監視を強化し、第三国から動物疾患を伝播するリスクがある品物が持ち込まれぬよう、荷物及び乗客の検査を綿密に行っている。(付属資料 1.1.1.b)

(3) 罰則規定

メキシコと貿易を行っている国にBSEが発生すると、直ちに、動物衛生(輸入)要件(HRZ)の適用を凍結して、リスクのある商品の輸入を停止するとともに、輸入停止の影響を受ける国に対して通知する。これは連邦動物衛生法の規定に従った措置である。

未認可施設で生産された製品、あるいは、輸出国当局の衛生証明書が付された未認可製品についても、メキシコに到着した時点で輸入を拒否する。そして輸出国当局に、公式な説明と是正措置の実行を要請する。

2007年7月25日(水)付け官報に公表された、連邦動物衛生法に規定する制裁措置は以下のとおり。(付属資料1.1.1.c)

農業牧畜水産食糧農村開発省(SAGARPA)は、事情聴取を行った上で、以下の5種類の制裁を定めている:

1. 一時的閉鎖
2. 完全閉鎖
3. 登録、認証、承認、認可、認諾、または許可の一時的な停止
4. 認諾、認証、承認、認可、登録、もしくは許可の廃止または取消し
5. 罰金

農業牧畜水産食糧農村開発省は、過失の重大性および違反者の経済状況を考慮に入れて、以下の条項の表に従って罰金を科すものとする。

- A. 最低賃金の20~1,000日分
- B. 最低賃金の1,000~10,000日分
- C. 最低賃金の10,000~50,000日分
- D. 最低賃金の50,000~100,000日分

上記条項の最低賃金には、違反行為を犯した時点において連邦区(メキシコシティ)で有効な一般最低賃金が適用される。

動物、動物由来製品、動物に使用する製品、飼料のメキシコへの持ち込みに際して、いかなる方法であれ、動物衛生の検査地点を回避し、関連諸規定を履行せず、我が国の動物衛生状況をリスクにさらすような場合には、2年から10年の禁固刑、および所轄経済区における有効最低賃金の最高1,000倍の罰金を科すものとする。

動物衛生当局の認可を得ず、あるいは認可条件に違反し、農業牧畜水産食糧農村開発省(SAGARPA)が発行した動物衛生または家畜の適正取り扱い規定で動物飼料への使用が禁止されている物質を輸入、所有、輸送、保管、商品化した場合、または禁止物質を使用した場合は、4年から8年の禁固刑および、当該行為が行なわれた経済区における有効最低賃金の500倍から3,000倍の罰金を科すものとする。なお、再犯の場合は、本刑量の2倍にあたる刑事罰および罰金を科すものとする。

1.1.2 輸入規制の実施主体及び規制実施後の遵守状況（違反の有無／ある場合はその内容・対応）

輸入規制の実施主体

規定により動物衛生局（DGSA）が、メキシコに持ち込まれる畜産品が遵守すべき動物衛生要件をリスク分析（科学的分析）に基づき制定する。

食品衛生安全品質管理局（SENASICA）の下部組織、動植物衛生検査局（DGIF）は、港湾、空港、国境などのメキシコへの入国地点に農畜産衛生検査事務局（OISA）を設置しており、動植物衛生検査のための担当官が配属され、業務を行っている。

OISA担当官は、メキシコへの入国地点において、動物衛生（輸入）要件（HRZ）に基づくSENASICAの動物衛生規定を遵守させることを業務としている。HRZでは、メキシコへ生きた家畜を輸入するうえで遵守すべき条件を明確に定めている。

HRZの動物衛生要件が遵守されていない場合には、OISA担当官が入国地点において、輸入手続の取り消し、輸入拒否、返送、保留、廃棄などを状況に応じて判断する。

規制遵守状況の監視

メキシコ国内の最終仕向地での規制遵守（一般的には検疫の実施と検査結果の確認）の監視は、SAGARPA 出先機関に配属された動物衛生分野の獣医官が担当する。違反が見つかった場合には、当該獣医官が OISA 担当官と連携し、返送または廃棄が実施されたことを確認する責任を負っている。

1.1.3 1986年以降にあらゆる国々から輸入した生体牛全個体に関する情報（年次別、国別頭数） （参考：H.S.Code；01.02）

（頭）

国名	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007
米国	174,879	210,791	124,392	27,808	3,665	6	875	3,799
オーストラリア	8,005	13,904	13,019	2,552	29,573	17,464	11,290	6,200
カナダ	15,232	11,718	7,533	3,288	0	0	0	0
ニュージーランド	2,327	753	3,969	17,264	6,094	29,734	25,124	18,734
ニカラグア	22,549	26,168	17,741	17,264	28,444	30,536	602,799	23,898
グアテマラ	1	655	25	0	0	2,867	13	0
コスタリカ	0	0	0	0	0	4,094	2,075	0
パナマ	3,300	3,250	0	0	0	0	0	0
ベリーズ	756	0	0	0	0	0	0	0
ホンジュラス	999	0	0	0	0	0	0	0
ウルグアイ	7,552	0	0	0	0	0	0	0
キューバ	0	2	0	0	0	0	0	0

出典：「農業食品・水産情報統合システム」提供の、財務省・国税管理局のデータ

1.1.4 BSE リスク国*からの輸入牛に関する情報

(1)国内牛の BSE 因子への暴露要因となった可能性のある輸入牛（レンダリングを経て飼料原料となった可能性のある牛等）の頭数

* BSE リスク国：欧州食品安全機関（EFSA）の地理的 BSE リスク（GBR）でレベルⅢまたはⅣと評価された国と、少なくとも一頭以上の BSE 感染牛が確認されている国（別添参照）

輸入品は主として、管理されたリスク国である米国とカナダから来ることから、GBRⅢあるいはⅣの国の統計は送付しない。

(2)暴露要因とならなかったと考えられる牛群それぞれについて、暴露要因とならなかった理由を、できれば証拠書類を添えて提示すること

わが国に到着する輸入動物には、非常に特有な畜産に関する目的があり、当該動物は主として乳生産または繁殖目的で利用されている。当該動物は、その生産寿命を終えた時点で公共と畜場に送られ処理され、その後その肉および内臓が検査され、適格であればヒトの食用に回る。

これらの動物は全て、我が国に持ち込まれた時点において、リスクがあると見なされず、定例のモニタリングの対象とはならなかったことを指摘することができる。当時の衛生条件では（当該動物を）モニタリングするよう規定されていなかった。

引き続き生存している動物は、30ヵ月齢を超える全ての牛と同様に、BSEサーベイランスの対象となっている。

臨床診断によりBSEなどの届出義務のある疾患が疑われる場合には、メキシコ公式規定 NOM-054-ZOO-1996に従い、予防検査が実施される。しかしながら、これらの輸入動物が、BSEが疑われる臨床症状を示したという届出や告発は受けたことがないため、これらの動物が検査を受けたことはない（付属文書1.1.4 a）。

カナダと米国はBSE発生後に、徹底した疫学的捜査を実施したが、その結果両国のBSE感染牛は、以前にわが国に輸出された牛とは関係がないことが判明した。しかしながら、同様の疫学的捜査が実施された（付属文書1.1.4.b、1.1.4.c）。

付属文書1.1.4.dおよび1.1.4.eには、米国のBSE発生を受けた、現在の、米国からの種牛及び乳用仔牛の輸入要件を示している。

1.1.5 輸入牛で BSE 感染牛が確認されたことがあるか

ある場合、当該牛の処分方法と、コホートの扱いについて明記。

サーベイランスでBSEと診断された牛はいない。それゆえこの設問はメキシコに該当しない。

しかしながら以下に一例を紹介する。これは、ある期間日本で飼養され、それから米国に輸出され、その後メキシコに再輸出されて食用にと畜された牛についてである。現地調査によると、当該動物はロット(雌40頭)で到着した7歳の交雑種の雌で、と畜前及びと畜後の検査で異常は見当たらなかった。その枝肉（半身）は、頭部と赤もの（レバー・心臓）と共に、タマウリパス州タンピコ市の精肉店2ヶ所に送られた（付属文書1.1.5.a）。

1.2 肉骨粉 (MBM*) の輸入

* MBM : EFSA の GBR 評価の MBM と同様に H. S. Code (2301.10) に含まれる全てのもの。

1.2.1 輸入規制の概要及び規則 (法令)

BSE 関連規則について、以下を記載。規則 (法令) の原文を添付すること。

(1) 施行及び改正時期ならびにその内容 (規制の変更があった場合はその都度記載する)

時期	規制の内容
1994 年	BSE 発生国からの肉骨粉および牛肉の輸入が停止された。
1998 年 1 月	スクレイピー発生国からの肉骨粉については、国際獣疫事務局 (OIE) が定める処置 (3 気圧/30 分間/133 °C) または、羊由来の材料を含めないという措置に準拠するという方策を確立した。
2001 年 6 月 8 日	<p>NOM-060-ZOO-1999「動物のくず肉の加工及び飼料へのくず肉の使用に関する動物衛生規定」が公表され、前述の禁止が維持され、さらに、BSE汚染国、BSEに感染する可能性のある貿易を行っている国及びBSE清浄とは認められていない国からの牛由来製品 (組織、くず肉、粉など) の輸入が禁止された。また、NOM-060-ZOO-1999において、反すう動物の組織を処理する工場と他の動物の組織を処理する工場の区分が設定され、生産工場、肉骨粉販売者、配合飼料製造者、牧畜業者が行う管理事項も含まれた。</p> <p>現在、反すう動物由来の肉骨粉の輸入のための動物衛生(輸入)要件 (HRZ) は存在しない。しかしながら、豚、家きん及び魚由来の肉骨粉の輸入に対する認可要件は存在しており、これには動物衛生要件の範囲内で、以下の事項が要求されている：</p> <p>製品 (肉骨粉) に加工された動物の組織やくず肉は、農業牧畜水産食糧農村開発省 (SAGARPA) が認可したと畜場から出されたものであること。</p> <p>肉骨粉生産工場は、SAGARPAの承認を受けていること。輸出用の肉骨粉生産工場は反すう動物由来たん白質を処理しないこと。</p> <p>生産工場は原料の仕入れ登録をし、登録には種類、原産地、日付及び量が記載されていること。生産工場が反すう動物由来たん白質を処理していないことを確認すること。</p> <p>製品に使用された動物には、反すう動物由来の肉骨粉使用の飼料が与えられていないこと。</p> <p>原産国には、反すう動物由来の肉骨粉を反すう動物の飼料として与えることを禁止する有効な動物衛生規制が存在していること。</p> <p>反すう動物由来の血液の輸入については、「家畜の穿孔ウジ根絶のためのメキシコ・米国委員会」に対してのみ認められているが、これらは全て、アメリカオビキンバエ (Coeliomia hominivorax) の幼虫育成用の飼料に使用されている。</p> <p>又、メキシコへ輸出する動物由来肉骨粉を製造する外国の施設は、SAGARPAの認可を受けていなければならない。肉骨粉が反すう動物由来である場合には、それに加え、BSE未発生国の施設で製造されたものでなければならない。</p>

(2) 第三国経由での輸入に対する規制

動物衛生（輸入）要件（HRZ）において、輸入製品が、輸入書類に原産地として記載されている国の製品であるよう規定している。

BSE発生国の動物由来の肉骨粉は、メキシコは、米国の場合のように、非反すう動物の肉骨粉についてのみ輸入を認めている。BSE未発生国の場合には、農業牧畜水産食糧農村開発省（SAGARPA）の認可施設で生産され、かつNOM-060-ZOO-1999「動物のくず肉の加工及び飼料へのくず肉の使用に関する動物衛生規定」を遵守している場合には、反すう動物由来の肉骨粉の輸入が認可される（付属文書1.2.1.a）。

港湾、空港、及び国境経由の畜産品の輸入検査に関しては、BSE及び他のリスク疾患の発生国及び感染の可能性のある国からの輸入品のチェックを綿密に行っている。動植物衛生の安全性の担当官が、書類及び物品の検査を行い、輸入認可あるいは輸入拒否を判断する。これは、国際空港の観光客にも適用される。国際空港では当該担当官が商用便の監視を強化し、第三国から動物疾患を伝播するリスクがある品物が持ち込まれぬよう、荷物及び乗客の検査を綿密に行っている。

(3) 罰則規定

メキシコと貿易を行っている国にBSEが発生すると、直ちに、動物衛生(輸入)要件（HRZ）の適用を凍結して、リスクのある商品の輸入を停止するとともに、輸入停止の影響を受ける国に対して通知する。これは連邦動物衛生法の規定に従った措置である。

未認可施設で生産された製品、あるいは、輸出国当局の衛生証明書が付された未認可製品についても、メキシコに到着した時点で輸入を拒否する。そして輸出国当局に、公式な説明と是正措置の実行を要請する。

2007年7月25日（水）付け官報に公表された、連邦動物衛生法に規定する制裁措置は以下のとおり。（付属資料1.1.1.c）

農業牧畜水産食糧農村開発省(SAGARPA)は、事情聴取を行った上で、以下の5種類の制裁を定めている：

1. 一時的閉鎖
2. 完全閉鎖
3. 登録、認証、承認、認可、認諾、または許可の一時的な停止
4. 認諾、認証、承認、認可、登録、もしくは許可の廃止または取消し
5. 罰金

農業牧畜水産食糧農村開発省は、過失の重大性および違反者の経済状況を考慮に入れて、以下の条項の表に従って罰金を科すものとする。

- A. 最低賃金の20～1,000日分
- B. 最低賃金の1,000～10,000日分
- C. 最低賃金の10,000～50,000日分
- D. 最低賃金の50,000～100,000日分

上記条項の最低賃金には、違反行為を犯した時点において連邦区（メキシコシティ）で有効な一般最低賃金が適用される。

動物、動物由来製品、動物に使用する製品、飼料のメキシコへの持ち込みに際して、いかなる方法であれ、動物衛生の検査地点を回避し、関連諸規定を履行せず、我が国の動物衛生状況をリスクにさら

すような場合には、2年から10年の禁固刑、および所轄経済区における有効最低賃金の最高1,000倍の罰金を科すものとする。

動物衛生当局の認可を得ず、あるいは認可条件に違反し、農業牧畜水産食糧農村開発省（SAGARPA）が発行した動物衛生または家畜の適正取り扱い規定で動物飼料への使用が禁止されている物質を輸入、所有、輸送、保管、商品化した場合、または禁止物質を使用した場合は、4年から8年の禁固刑、および当該行為が行われた経済区における有効最低賃金の500倍から3,000倍の罰金を科すものとする。なお、再犯の場合は、本刑量の2倍にあたる刑事罰および罰金を科すものとする。

1.2.2 輸入規制の実施主体及び規制実施後の遵守状況（違反の有無／ある場合はその内容・対応）

輸入規制の実施主体

規定により動物衛生局（DGSA）が、メキシコに持ち込まれる畜産品が遵守すべき動物衛生要件をリスク分析（科学的分析）に基づき制定する。

食品衛生安全品質管理局（SENASICA）の下部組織、動植物衛生検査局（DGIF）は、港湾、空港、国境などのメキシコへの入国地点に農畜産衛生検査事務局（OISA）を設置しており、動植物衛生検査のための担当官が配属され、業務を行っている。

OISA担当官は、メキシコへの入国地点において、動物衛生（輸入）要件（HRZ）に基づくSENASICAの動物衛生規定を遵守させることを業務としている。HRZでは、メキシコへ非反すう動物の肉骨粉を輸入するうえで遵守すべき条件を明確に定めている。

HRZの動物衛生要件が遵守されていない場合には、OISA担当官が入国地点において、輸入手続の取り消し、輸入拒否、返送、保留、廃棄などを状況に応じて判断する。

規制遵守状況の監視

メキシコ入国時点において、OISA担当官が、規定された全ての要件が遵守されているかどうか確認する。そのため、最終仕向地での監視は義務付けられていない。

1.2.3 1986年以降にあらゆる国々から輸入したMBMに関する情報（年次別、国別トン数） （参考：H.S. Code ; 2301.10（肉骨粉、肉粉、獣脂かす））

国名	2000年	2001年	2002	2003年	2004年	2005年	2006年	2007年10月
米国	99631.552	87981.423	66784.964	90523.155	6775.799	9646.757	109850.948	81768.147
ニュージーランド	0	0	51125.920	0	0	0	0	0
スペイン	0		5.000	0.625	0	0	0	1.000
デンマーク	65.980							
ブラジル							24.350	

出典：「農業食品・水産情報統合システム」提供の、財務省・国税管理局のデータ

1.2.4 BSE リスク国*から輸入された MBM に関する情報

(1)牛の飼料として使用された可能性を確実に排除できない MBM の量

- * BSE リスク国：EFSA の GBR でレベルⅢまたはⅣと評価された国と、少なくとも一頭以上の BSE 感染牛が確認されている国（別添参照）

輸入品は主として、管理されたリスク国である米国とカナダから来ることから、GBRⅢあるいはⅣの国の統計は送付しない。

(2)牛の飼料として使用されなかったと考えられる MBM について、使用されなかった理由を、できれば証拠書類を添えて提示すること

原産国あるいは輸出国が、BSEに汚染されている、BSEに暴露されるような貿易を行っている、BSE清浄かどうか不明である場合には、牛由来製品（組織、と畜廃棄物、肉骨粉など）の輸入は禁止されている。

輸入肉骨粉のほぼ100%が米国产であるため、米国で実施されているレンダリング方法について記述する。

米国では、4タイプのレンダリング・システムがあり、約280のレンダリング工場で採用されている。これらのシステムはすべて、摂氏100度から摂氏150度の高温大気圧をかけるものであるが、加熱時間は以下のようにシステムによって異なる。

- －バッチ式クッカープラント（46）：115-125 °C、30-240分
- －連続チューブ式及び連続ディスク式クッカーシステム（220）：131-150 °C、45-90分
- －連続多段蒸発システム（10）：115-125 °C、20-40分
- －連続余熱/加圧/蒸発システム（4）：87-120 °C、240-270分

1997年8月に、反すう動物由来の肉骨粉を反すう動物の飼料として使用することが禁止されて以来、牛の飼料において BSE 病原体が循環するリスクは減少した。

1.3 動物性油脂の輸入

1.3.1 輸入規制の概要及び規則（法令）

BSE 関連規則について、以下を記載。規則（法令）の原文を添付すること

(1)施行及び改正時期ならびにその内容（規制の変更があった場合はその都度記載する）

時期	規制の内容
	<p>第2.3.13章 BSE の第2.3.13.1条 [訳注：OIEのBSEコード] に準じているため、（この設問はメキシコに）該当しない。この章の勧告はもっぱら、牛（<i>Bos taurus</i>及び<i>B. Indicus</i>）にBSE病原体が存在することが引き起こす、ヒト及び動物の健康リスクの管理に関わるものである。</p> <p>[訳注：以下は、OIEのBSEコードの一部をそのまま引用したもの]</p> <p>第2.3.13.1条 - 1) 以下の物品、及び以下の物品から製造され、かつ、牛に由来するその他の組織を含まない製品の輸入又は通過を承認するに当たって動物衛生当局は、輸出する国、地域または区域のBSEリスク・ステータスにかかわらず、BSEに関連したいかなる条件も要求すべきではない。</p> <p>1)- e) たん白質を含まない獣脂（不溶性不純物の最大含有量は重量の0.15%）及びその獣脂に由来する製品</p> <p>米国及びカナダに対する動物衛生（輸入）要件(HRZ)だけには、BSE発生以降、「獣脂の不溶性不純物の最大含有量はその重量の0.15%を超えてはならない」と規定されている。</p> <p>また、製品の原産国において、反すう動物の飼料として、反すう動物由来の肉骨粉または獣脂の残りがすを使用することを禁止する有効な動物衛生の規制が存在する。</p>

頭蓋腔にガスを注入する方法を用いたスタンニング工程またはピッシング工程（頭蓋腔に器具を挿入して中枢神経組織を破壊する）が行われていない動物に由来する製品であること。
--

(2) 第三国経由での輸入に対する規制

動物衛生(輸入)要件 (HRZ) において、製品が、輸入書類に原産地として記載されている国で確かに生産されたものであることを示す、公式な衛生証明書の提出を求めている。

港湾、空港、及び国境経由の畜産品の輸入検査に関しては、BSE 及び他のリスク疾患の発生国及び感染の可能性のある国からの輸入品のチェックを綿密に行っている。動植物衛生の安全性の担当官が、書類及び物品の検査を行い、輸入認可あるいは輸入拒否を判断する。これは、国際空港の観光客にも適用される。国際空港では当該担当官が商用便の監視を強化し、第三国から動物疾患を伝播するリスクがある品物が持ち込まれぬよう、荷物及び乗客の検査を綿密に行っている。

(3) 罰則規定

メキシコと貿易を行っている国にBSEが発生すると、直ちに、動物衛生(輸入)要件 (HRZ) の適用を凍結して、リスクのある商品の輸入を停止するとともに、輸入停止の影響を受ける国に対して通知する。これは連邦動物衛生法の規定に従った措置である。

未認可施設で生産された製品、あるいは、輸出国当局の衛生証明書が付された未認可製品についても、メキシコに到着した時点で輸入を拒否する。そして輸出国当局に、公式な説明と是正措置の実行を要請する。

2007年7月25日（水）付け官報に公表された、連邦動物衛生法に規定する制裁措置は以下のとおり。（付属資料1.1.1.c）

農業牧畜水産食糧農村開発省(SAGARPA)は、事情聴取を行った上で、以下の5種類の制裁を定めている：

1. 一時的閉鎖
2. 完全閉鎖
3. 登録、認証、承認、認可、認諾、または許可の一時的な停止
4. 認諾、認証、承認、認可、登録、もしくは許可の廃止または取消し
5. 罰金

農業牧畜水産食料農村開発省は、過失の重大性および違反者の経済状況を考慮に入れて、以下の条項の表に従って罰金を科すものとする。

- A. 最低賃金の20～1,000日分
- B. 最低賃金の1,000～10,000日分
- C. 最低賃金の10,000～50,000日分
- D. 最低賃金の50,000～100,000日分

上記条項の最低賃金には、違反行為を犯した時点において連邦区（メキシコシティ）で有効な一般最低賃金が適用される。

動物、動物由来製品、動物に使用する製品、飼料のメキシコへの持ち込みに際して、いかなる方法であれ、動物衛生の検査地点を回避し、関連諸規定を履行せず、我が国の動物衛生状況をリスクにさら

すような場合には、2年から10年の禁固刑、および所轄経済区における有効最低賃金の最高1,000倍の罰金を科すものとする。

動物衛生当局の認可を得ず、あるいは認可条件に違反し、農業牧畜水産食糧農村開発省が発行した動物衛生または家畜の適正取り扱い規定で動物飼料への使用が禁止されている物質を輸入、所有、輸送、保管、商品化した場合、または禁止物質を使用した場合は、4年から8年の禁固刑、および当該行為が行われた経済区における有効最低賃金の500倍から3,000倍の罰金を科すものとする。なお、再犯の場合は、本刑量の2倍にあたる刑事罰および罰金を科すものとする。

1.3.2 輸入規制の実施主体及び規制実施後の遵守状況（違反の有無／ある場合はその内容・対応）

輸入規制の実施主体

規定により動物衛生局（DGSA）が、メキシコに持ち込まれる畜産品が遵守すべき動物衛生要件をリスク分析（科学的分析）に基づき制定する。

食品衛生安全品質管理局（SENASICA）の下部組織、動植物衛生検査局（DGIF）は、港湾、空港、国境などのメキシコへの入国地点に農畜産衛生検査事務局（OISA）を設置しており、動植物衛生検査のための担当官が配属され、業務を行っている。

OISA担当官は、メキシコへの入国地点において、動物衛生（輸入）要件（HRZ）に基づくSENASICAの動物衛生規定を遵守させることを業務としている。HRZでは、メキシコへ動物性油脂を輸入するうえで遵守すべき条件を明確に定めている。

HRZの動物衛生要件が遵守されていない場合には、OISA担当官が入国地点において、輸入手続の取り消し、輸入拒否、返送、保留、廃棄などを状況に応じて判断する。

規制遵守状況の監視

メキシコ入国時点において、OISA担当官が、規定された全ての要件が遵守されているかどうか確認する。そのため、最終仕向地での監視は義務付けられていない。

1.3.3 1986年以降にあらゆる国々から輸入した動物性油脂に関する情報（年次別、国別トン数） （参考：H.S.Code；1502.00（反すう動物由来油脂等）、1503.00（タロー油脂等）、 1516.10（動物性油脂及びその分別物））

（トン）

国名	2000年	2001年	2002年	2003年	2004年	2005年	2006年	2007年
米国	123,904.516	16,768.4632	231,974.739	339,021.031	345,353.181	344,637.937	392,908.023	289,165.826
カナダ	1,010.382	3,497.734	4,129.096	71,103.8616	49,466.537	16,301.834	0	245.395
オーストラリア	5.400	4.536	14.400	0	0		0	0
ウルグアイ	0	0	3,553.540	9,362.120	4,052.600	6,955.160	0	0
コスタリカ	0	0	1.6344	0	0		0	0
イタリア	0	0	0	0	0	0.025	0	0

出典：「農業食品・水産情報統合システム」提供の、財務省・国税管理局のデータ

1.3.4 BSE リスク国*から輸入された動物性油脂に関する情報

(1)牛の飼料として使用された可能性を確実に排除できない動物性油脂の量

- * BSE リスク国：EFSA の GBR でレベルⅢまたはⅣと評価された国と、少なくとも一頭以上の BSE 感染牛が確認されている国（別添参照）

輸入品は主として、管理されたリスク国である米国とカナダから来ることから、GBRⅢあるいはⅣの国の統計は送付しない。

(2)牛の飼料として使用されなかったと考えられる動物性油脂について、使用されなかった理由を、できれば証拠書類を添えて提示すること

第2.3.13章 BSE の第2.3.13.1条 [訳注：OIEのBSEコード] に準じているため、（この設問はメキシコに）該当しない。この章の勧告はもっぱら、牛（*Bos taurus*及び*B. Indicus*）にBSE因子が存在することが引き起こす、ヒト及び動物の健康リスクの管理に関わるものである。

[訳注：以下は、OIEのBSEコードの一部をそのまま引用したもの]

第2.3.13.1条 - 1) 以下の物品、及び以下の物品から製造され、かつ、牛に由来するその他の組織を含まない製品の輸入又は通過を承認するに当たって動物衛生当局は、輸出する国、地域または区域のBSEリスク・ステータスにかかわらず、BSEに関連したいかなる条件も要求すべきではない。

1)- e) たん白質を含まない獣脂（不溶性不純物の最大含有量は重量の0.15%）及びその獣脂に由来する製品

他方、獣脂、加工獣脂、乳の蛋白質、ゼラチン、魚粉、および動物の組織から採取した血液は、BSE、スクレイピー、および/または他の伝達性海綿状脳症のリスクを示す科学的な証拠がない限り、メキシコ公式規定 NOM-060-ZOO-1999 の規制対象とはならず、この場合には、SAGARPA が当該規定の条項に準じて規制を決定する。これらの製品のみを生産する施設は、当該リスクが示されないことを SAGARPA に立証しなければならない。

2 暴露・増幅リスク

2.1 飼料規制

2.1.1 飼料給与規制（原料の規制、表示等）の概要及び規則（法令）

BSE 関連規則について、以下を記載。規則（法令）の原文を添付すること

(1) 施行及び改正時期ならびにその内容（規制の変更があった場合はその都度記載する）

時期	規制の内容
2000年11月10日	<p>メキシコ公式規定NOM-061-ZOO-1999「飼料製品に関する動物衛生規定」：反すう動物用の配合飼料製造において、反すう動物由来の肉骨粉（すなわち当該肉骨粉を含む全ての混合物）の使用を禁止（付属文書2.1.1 a）</p>
2001年6月28日	<p>メキシコの公式規定NOM-060-ZOO-1999「動物のくず肉の加工及び飼料へのくず肉の使用に関する動物衛生規定」：反すう動物、馬、豚、家きんの飼料において、動物の生の組織および／またはくず肉の使用を禁止（付属文書1.2.1.a）。</p> <p>反すう動物用飼料において、反すう動物由来の肉骨粉（すなわち当該肉骨粉を含む全ての混合物）の使用を禁止。</p> <p>反すう動物の飼料に非反すう動物由来肉骨粉を使用する場合は、当該肉骨粉が、SAGARPA 登録施設で生産されたものでなければならない。</p> <p>自社のレンダリング設備を所有せず、と畜、解体、処理を行う全ての事業者は、業務工程で発生するくず肉を、登録レンダリング施設に送らなければならない。</p> <p>自家農場の非反すう動物（豚・家きんなど）用飼料に使用するために入手した、反すう動物の組織粉には、登録施設が発行した納品明細書が添付されていなければならない。</p> <p>反すう動物由来の肉骨粉を添加した飼料の各ロットに詳細な記録が添付されていなければならない。</p> <p>添加した肉骨粉の入手記録及び、非反すう動物（馬・ウサギ・犬・ネコ・豚・家きんなど）用飼料への使用量の記録が常備されていなければならない。添付の通り。</p> <p>梱包されて輸入される製品には、表示及び梱包材に、含有するたん白質の由来する動物種を明記しなければならない。反すう動物由来のたん白質を含む場合には、表示及び梱包材に、反すう動物用飼料への使用は禁じられている旨を明記しなければならない。</p> <p>肉骨粉の流通及び使用については、本公式規定の国産肉骨粉に関する条項で規制されている。</p> <p>ばら荷で輸入される製品については、メキシコでの流通用に添付される商業送状に、含有するたん白質の由来する動物種を明記しなければならない。反すう動物由来のたん白質を含む場合には、表示及び梱包材に、反すう動物用飼料への使用は禁じられている旨を明記しなければならない。</p>

(2)罰則規定

2007年7月25日（水）付け官報に公表された、連邦動物衛生法に規定する制裁措置は以下のとおり。（付属資料1.1.1.c）

農業牧畜水産食糧農村開発省(SAGARPA)は、事情聴取を行った上で、以下の5種類の制裁を定めている：

1. 一時的閉鎖
2. 完全閉鎖
3. 登録、認証、承認、認可、認諾、または許可の一時的な停止
4. 認諾、認証、承認、認可、登録、もしくは許可の廃止または取消し
5. 罰金

農業牧畜水産食糧農村開発省は、過失の重大性および違反者の経済状況を考慮に入れて、以下の条項の表に従って罰金を科すものとする。

- A. 最低賃金の20～1,000日分
- B. 最低賃金の1,000～10,000日分
- C. 最低賃金の10,000～50,000日分
- D. 最低賃金の50,000～100,000日分

上記条項の最低賃金には、違反行為を犯した時点において連邦区（メキシコシティ）で有効な一般最低賃金が適用される。

動物、動物由来製品、動物に使用する製品、飼料のメキシコへの持ち込みに際して、いかなる方法であれ、動物衛生の検査地点を回避し、関連諸規定を履行せず、我が国の動物衛生状況をリスクにさらすような場合には、2年から10年の禁固刑、および所轄経済区における有効最低賃金の最高1,000倍の罰金を科すものとする。

動物衛生当局の認可を得ず、あるいは認可条件に違反し、農業牧畜水産食糧農村開発省（SAGARPA）が発行した動物衛生または家畜の適正取り扱い規定で動物飼料への使用が禁止されている物質を輸入、所有、輸送、保管、商品化した場合、または禁止物質を使用した場合、4年から8年の禁固刑、および当該行為を行なわれた経済区における有効最低賃金の500倍から3,000倍の罰金を科すものとする。なお、再犯の場合は、本刑量の2倍にあたる刑事罰および罰金を科すものとする。

2.2 遵守状況と交差汚染の可能性

2.2.1 飼養形態

2.2.1.1 乳牛及び肉牛における、代表的な飼料給与方法*について

(複数ある場合は、それぞれ表を分けて記載)

※飼養形態をステージ、又は飼養週齢(月齢)毎に、分かる範囲で記載すること。

また、可能ならば、1986年から現在までの給与方法の変遷も記載すること。

乳牛

ステージ	仔牛	仔牛	育成牛	成牛	
週齢または月齢	0～1ヵ月齢	1～6ヵ月齢	6～24ヵ月齢	24ヵ月齢～	
飼料の内容	代用乳： 初乳	カーフスターター： 粗飼料 濃厚飼料	粗飼料 濃厚飼料	粗飼料 濃厚飼料	数回の分娩を経て、と畜場で処理される

肉牛

ステージ	雄の仔牛	肥育用の飼育場	成熟した家畜	成牛	
週齢または月齢	0～2ヵ月齢	3～7、8、9ヵ月齢	7、8、9ヵ月齢	22～29ヵ月齢	
飼料の内容	母乳 代用乳 濃厚飼料	粗飼料 トウモロコシの刈り株 濃厚飼料	乾燥粗飼料 濃厚飼料	と畜	

2.2.1.2 肉牛と乳牛の混合飼養の有無／肉牛と乳牛を混合飼育している農場内で飼育されている牛の、飼養牛全体に占める割合

●肉牛と乳牛の混合飼養の有無

はい → 下記質問へ いいえ → 2.2.1.3 へ

可能であれば、肉牛と乳牛を混合飼育している農場内で飼育されている牛の、
飼養牛全体に占める割合 _____ % (2007年現在)

牛の60%が、2用途(※訳注：乳・肉の2用途)で飼養されている。これらの牛の品種は、コブウシとブラウンスイスの交雑種、ホルスタイン、シンメンタール種で、乳生産用である。放牧主体で、中品質の粗飼料(補助飼料の配合は最少量で、農業副産物が配合される場合もある)が給餌される。一方、仔牛の雄は肥育農場に送られ、低品質の粗飼料が給餌される。この2用途生産方式は、チアパス州、ベラクルス州、ハリスコ州、ゲレロ州、グアナファト州、タバスコ州、サカテカス州、ナヤリ州、サンルイスポトシ州およびタマウリパス州で導入されている。仔牛の雄は、成長すると粗放的な生産方式(粗飼料のみ給餌)で飼養され、最終的にと畜場に送られ、その枝肉が大都市に出荷される。

2.2.1.3 牛と豚・鶏の混合飼養の有無／飼養牛全体に占める混合飼養牛*の割合

*混合飼養牛：同一農場内で、豚・鶏と一緒に飼育されている牛

●牛と豚・鶏の混合飼養の有無

○□はい →下記質問へ □いいえ →2.2.2 飼料製造施設の基本情報へ

可能であれば、混合飼養牛の飼養牛全体に占める割合 _____ % (2007年現在)

全国の酪農場の7.98%が、家族経営つまり庭先で牛を飼養している。品種はホルスタイン純粋種だが、わずかながらアメリカン・ブラウンスイスや交雑種も飼養されている。放牧されるか、粗飼料や生産者が栽培した農産物が給餌されている。わずかな土地あるいは同じ家屋内で家畜が飼養されており、他の動物種（豚など）用の反すう動物由来飼料による交差汚染が起こる可能性があるが、豚には生産者の厨芥が給餌されている。

2.2.2 飼料製造施設の基本情報

2.2.2.1 飼料製造施設数

(各期間で、稼働していた全ての施設数)

稼働施設数		1986～	1991～	1996～	2001～	2006～
飼料生産施設の種類 *3		1990	1995	2000	2005	
*1 専用施設	豚用飼料専用			資料なし	資料なし	6
	家きん用飼料専用			資料なし	資料なし	19
	家きん及び豚用飼料専用			資料なし	資料なし	12
	反すう動物用飼料専用			資料なし	資料なし	43
*2 混合施設	ライン分離済み			資料なし	資料なし	資料なし
	ラインを洗浄			資料なし	資料なし	資料なし
	特に交差汚染防止対策は取っていない			資料なし	資料なし	68 *4

* 1 専用施設…同一施設内で反すう動物と反すう動物以外の両方の飼料を生産していない施設

* 2 混合施設…同一施設内で反すう動物と反すう動物以外の動物用飼料を生産している施設

* 3 輸入業者とも販売業者とも見なされない、配合飼料製造のみを行う農業牧畜水産食糧農村開発省（SAGARPA）登録工場。

* 4 交差汚染防止策を講じているかどうか確認できない。

飼料の製造、輸入、販売を行う全国540施設/企業が管理下にあるが、その内、飼料製造を行っているのは163施設のみである。これらの飼料製造施設は現在、飼料の種類及び給餌対象の動物種によって区分されていない。（付属文書2.2.2.1.a）

しかしながら、NOM-061-ZOO-1999の規定に従い、動物由来たんぱく質を成分に含む配合飼料は全て、農業牧畜水産食糧農村開発省（SAGARPA）に登録しなければならず、動物由来の肉骨粉を含む場合は、その肉骨粉はSAGARPAが管理するレンダリング工場で生産されたものでなければならない。このようにして、飼料を適正な動物種に適正に使用することで、「反すう動物の飼料への反すう動物由来の肉骨粉の使用禁止」への対策をとっている。（2.1.1.a）

2.2.2.2 飼料生産量

(1)用途畜種別

(トン (期間内の合計))

用途畜種別		年		1986～	1991～	1996～	2001～	2006～
				1990	1995	2000	2005	
* ₁ 専用施設 配合飼料	反すう動物用					資料なし	20'325,000	4'198,000
	豚用					資料なし	10'886,000	2'296,000
	鶏用					資料なし	43'279,000	9'430,000
	その他 ()					資料なし	872,000	250,000
* ₂ 混合施設 配合飼料	反すう動物用					資料なし	11'398,000	2'419,000
	豚用					資料なし	7'757,000	1'570,000
	鶏用					資料なし	18'211,000	4'042,000
	その他 ()					資料なし	3,493,000	1,250,000

* 1 専用施設…同一施設内で反すう動物と反すう動物以外の両方の飼料を生産していない施設

* 2 混合施設…同一施設内で反すう動物と反すう動物以外の動物用飼料を生産している施設

2001年以前の飼料の製造量に関する情報は入手できない。

以下の年度の配合飼料の製造量は以下の通り登録されている。

2001.- 22,068

2002.- 22,575

2003.- 22,990

2004.- 23,930

2005.- 24,658

2006.-25,205

2007.- 25,596 (見積もり) *

*出典：CONAFAB 2007年。資料は1,000トン単位。

(2)原料由来畜種別

(トン (期間内の合計))

原料由来畜種別		年		1986～	1991～	1996～	2001～	2006～
				1990	1995	2000	2005	
肉骨粉	反すう動物由来原料含む							
	反すう動物由来原料 含まない							
油脂 動物性	反すう動物由来原料含む							
	反すう動物由来原料 含まない							
魚粉								
その他の飼料 ()								

非加熱原料の製造に関する情報はないが、非加熱の組織から肉骨粉を製造する場合は、NOM-060-ZOO-1999の規定に従い処理したうえで、配合飼料の加工に使用しなければならない。

反すう動物用飼料への反すう動物由来の肉骨粉の使用禁止については周知されている。

2.2.2.3 肉骨粉・動物性油脂の用途別使用量

<肉骨粉>

(トン (期間内の合計))

	用途	1986～1990	1991～1995	1996～2000	2001～2005	2006～
含む肉骨粉	反すう動物用飼料					0
	反すう動物以外用飼料					79,617
	肥料等					0
	廃棄					8,726
を含まない肉骨粉	反すう動物用飼料					10,300
	反すう動物以外用飼料					71,565
	肥料等					0
	廃棄					0

上記の情報は、各施設の監査訪問時に、事業者の申告により入手したものである。

<動物性油脂>

(トン (期間内の合計))

用途	不溶性不純物濃度	1986～1990	1991～1995	1996～2000	2001～2005	2006～
食用	0.15%以下					
	0.15%超					
飼料用	0.15%以下					
	0.15%超					
輸出	すべて					
その他	0.15%以下					
	0.15%超					

現在、各レンダリング施設の獣脂の生産量に関する情報は存在しない。

油脂の不純物濃度を0.15%以下と定めた法規は存在しない。輸入飼料製品は、動物衛生(輸入)要件 (HRZ) を遵守しなければならないが、HRZにおいて、たん白質を含まない獣脂の不溶性不純物の最大濃度を0.15%と規定している。

2.2.3 規制の実施主体及び遵守状況

2.2.3.1 飼料給与に関する規制の実施主体および遵守状況

(1)実施主体

農業牧畜水産食糧農村開発省(SAGARPA)食品衛生安全品質管理局(SENASICA)動物衛生局(DGSA)の家畜輸出入認証部・企業・製品管理規制課及び各州のSAGARPA出先機関

DGSAはSAGARPA出先機関の協力の下に、飼料製造に関する法規の遵守を監視するための定期検査を実施し、飼料製造施設を管理している。(メキシコ公式規定NOM-012-ZOO-1993およびその改正、NOM-025-ZOO-1995、NOM-060-ZOO-1999、NOM-061-ZOO-1999) (付属文書2.2.3.1 a、2.2.3.1 b、1.2.1.a および 2.1.1 a)

SAGARPAはNOMの遵守監視のための監査を補助する監査獣医を認定しているが、この場合の監査は、飼料製造施設側の要請で申請される。

(2)遵守状況確認の方法

監査訪問は、以下のような場合に実施される。

- － 操業開始時
- － 監査年次計画
- － 市民の通報
- － 施設の要請
- － 指導監査

これらの監査は公式に、認定監査獣医もしくは監査班によって実施される。公的監査は、国がSAGARPA出先機関を通じて実施するもので、目視検査及び書類検査により前述の諸規定の遵守が確認される。

監査は、企業側の要請を受けて実施されるが、NOM-012-ZOO-1993の規定により、企業は毎年実施するようが義務付けられている。

(3)確認結果（規制実施後の違反の有無／ある場合はその内容、対応）

年	検査の方法						違反事例の内容及び対応
	帳簿・在庫検査		分析（分析法*）		その他（ ）		
	監査数	違反数	監査数	違反数	監査数	違反数	
2004-2007	362	16	資料なし	資料なし	資料なし	資料なし	経営上の違反はあるが、技術的プロセスに違反は認められない。 施設に記録文書がない。 行政処分は行われていない。

検査対象農家別に作成すること：例）牛飼養農家、綿山羊飼育農家

*分析法については、分析に用いる材料及び手法（ELISA等）を明記。 _____

2004年～2007年に、国及び出先機関により飼料製造施設の監査が362回実施されが、飼料製造施設の違反及び制裁の件数は記録されていない。

これらの監査では、市民の通報があった場合にのみ、分析用にサンプルの採取を行っている。

2.2.3.2 飼料製造・流通に関する規制（原料の規制、表示、届出、交差汚染防止対策（製造工程分離等）など）の概要及び規則（法令）

BSE 関連規則について、以下を記載。規則（法令）の原文を添付すること。

(1)施行及び改正時期ならびにその内容（規制の変更があった場合はその都度記載する）

時期	規制の内容
1995年1月17日	動物に使用する又は動物が摂取する、化学物質、医薬品、生物製剤及び飼料を規制するための規定 NOM-012-ZOO-1993 が連邦官報に公表された。当該規定は、2004年1月27日に改正・更新され、当該製品の製造、輸入および表示の管理規定が盛り込まれた。
1995年10月16日	飼料を製造する施設、設備および工程に関する動物衛生規定 NOM-025-ZOO-1995 が連邦官報に公表された。
2000年11月10日	メキシコ公式規定「飼料製品に関する動物衛生規定」第4.19項：反すう動物用の配合飼料製造において、反すう動物由来の肉骨粉（すなわち当該肉骨粉を含む全ての混合物）の使用を禁止。
2001年6月28日	メキシコ公式規定 NOM-060-ZOO-1999「動物のくず肉の加工および飼料へのくず肉の使用に関する動物衛生規定」第5項一般規定： －反すう動物用飼料において、反すう動物由来の肉骨粉（すなわち当該肉骨粉を含む全ての混合物）の使用を禁止。 －反すう動物の飼料に非反すう動物由来肉骨粉を使用する場合は、当該肉骨粉が、非反すう動物（豚・馬・家きんなど）の組織、反すう動物の皮、製革工場の副産物、あるいはこれらを混合で処理する登録レンダリング施設で生産されたものでなければならぬ（第6.2項） －非反すう動物用飼料に、いかなる動物種の肉骨粉であっても使用できるのは、当

	<p>該肉骨粉が、反すう動物もしくは/および他の動物種(豚・馬・家きんなど)の組織、反すう動物の皮、製革工場の副産物を処理する工場として区分されたレンダリング施設で生産された場合のみである(第 6.1 項)。</p> <p>第7.1項：肉骨粉の流通業者は、反すう動物由来の肉骨粉用の倉庫を別途設置しなければならない。</p> <p>第7.2.1項：商業目的で配合飼料を製造する者は、本規定の規制に従い配合飼料加工用に動物組織粉を入手するとともに、以下を遵守する義務がある。</p> <p>－当該動物組織粉が農牧農村開発漁業食料省 (SAGARPA) の登録施設で生産されたものであることを確認する。</p> <p>豚・馬・鳥の組織、反すう動物の皮、製革工場の副産物由来の粉を含む反すう動物用の配合飼料の表示には、NOM-012-ZOO-1993「動物に使用する又は動物が摂取する、化学物質、医薬品、生物製剤及び飼料に関する規定」に従った表示をすると共に、粉が由来する動物種を明記する。</p> <p>第 7.2 項：自家消費用に配合飼料を製造する者の責務</p> <p>自家農場の非反すう動物 (豚・家きんなど) 用飼料に使用するために入手した、反すう動物の組織粉に関して、以下の書類を常備していなければならない。</p> <p>－SAGARPA 登録施設が発行した納品明細書</p> <p>－反すう動物由来の粉を添加した飼料各ロットの詳細記録</p> <p>－組織粉の入手記録及び、非反すう動物 (馬・ウサギ・犬・ネコ・豚・家きんなど) 用飼料への使用量の記録</p> <p>自家農場の反すう動物用飼料に使用するために入手した、非反すう動物 (豚・馬・家きんなど) の組織、反すう動物の皮および製革工場の副産物由来の粉に関して、以下の書類を常備していなければならない。</p> <p>－SAGARPA 登録施設が発行した納品明細書</p> <p>－非反すう動物由来の粉を添加した飼料各ロットの詳細記録</p> <p>－組織粉の入手記録及び、反すう動物用飼料への使用量の記録</p> <p>2004年6月 獣医師会連合 (Federación de Colegios de Médicos Veterinarios) と共催で、レンダリング施設の規制活動への支援を目的とした研修が実施され、獣医 54 名が参加した。</p> <p>2005年7月4日 NOM-060-ZOO-1999 に規定された公認監査班の公募を行った。</p> <p>2007年 食品衛生安全品質管理局 (SENASICA) のホームページに、農業牧畜水産食料農村開発省 (SAGARPA) の管理下にあるレンダリング施設の一覧表が初めて公表された。なお、一覧表は定期的に更新されている。</p> <p>2007年7月25日 NOM-060-ZOO-1999 の改正作業が開始される。改正には、施設、設備および工程に関する管理規定が盛り込まれる予定である。</p>
--	--

(2)罰則規定

メキシコ公式規定NOM-060-ZOO-1999「動物のくず肉の加工および動物の飼料にこれを使用するための動物衛生規定」第11節 制裁

さらに、以下の条項に示すこの制裁措置は連邦動物衛生法に基づくものである。

農業牧畜水産食糧農村開発省（SAGARPA）は、制裁を科すにあたって、連邦行政訴訟法の規定に従い、裁判所の裁定を遵守したうえで、現行法の規則に定める規定における違反者についての前科、個人的な事情、および社会経済的な情勢とともに、犯した違反行為、損害および損失の重大性も考慮するものとする。

前項の目的上、以下のとおり5種類の制裁を定めている。すなわち、

1. 一時的閉鎖
2. 完全閉鎖
3. 登録、認証、承認、認可、認諾、または許可の一時的な停止
4. 認諾、認証、承認、認可、登録、もしくは許可の廃止または取消し
5. 罰金

農業牧畜水産食糧農村開発省は、過失の重大性および違反者の経済状況を考慮に入れて、以下の条項の表に従って罰金を科すものとする。

- A. 最低賃金の20～1,000日分
- B. 最低賃金の1,000～10,000日分
- C. 最低賃金の10,000～50,000日分
- D. 最低賃金の50,000～100,000日分

上記条項の最低賃金には、違反行為を犯した時点において連邦区(メキシコシティ)で有効な一般最低賃金が適用される。

2.2.3.3 飼料製造・流通規制の実施主体及び遵守状況

(1)実施主体

農業牧畜水産食糧農村開発省(SAGARPA)食品衛生安全品質管理局(SENASICA)動物衛生局(DGSA)の家畜輸出入認証部・企業・製品管理規制課及び各州のSAGARPA出先機関。

DGSAはSAGARPA出先機関の協力の下に、飼料製造に関する法規の遵守を監視するための定期検査を実施し、飼料製造施設を管理している。(メキシコ公式規定NOM-012-ZOO-1993およびその改正、NOM-025-ZOO-1995、NOM-060-ZOO-1999、NOM-061-ZOO-1999)(付属文書2.2.3.1 a、2.2.3.1 b、1.2.1.a および 2.1.1 a)

追加措置として、SAGARPAはメキシコ公式規定(NOM)の遵守状況の監視を補助する監査獣医を認定しているが、この場合の監査は、飼料製造施設側の要請で行われる。

(2) 遵守状況確認の方法

監査訪問は、以下のような場合に実施される。

- － 操業開始時
- － 監査年次計画
- － 市民の通報
- － 施設の要請
- － 指導監査

これらの監査は、公式に、認定監査獣医もしくは監査班によって実施される。公的監査は、国がSAGARPA 出先機関を通じて実施するもので、目視検査および書類検査により前述の諸規定の遵守が確認される。

監査は、企業側の要請を受けて実施されるが、NOM-012-ZOO-1993の規定により企業は毎年実施するよう義務付けられている。

(3) 確認結果（規制実施後の違反の有無／ある場合はその内容、対応）

年	検査の方法						違反事例の内容及び対応
	帳簿・在庫検査		分析（分析法*）		その他（ ）		
	監査数	違反数	監査数	違反数	監査数	違反数	
2004-2007	58			0		0	

可能であれば、製造される飼料の種類ごとに作成すること。 例) 配合飼料、肉骨粉、動物性油脂等

*分析法については、分析に用いる材料及び手法（ELISA等）を明記すること。 _____

現在、飼料製造施設での違反および制裁の件数は記録されていない。

2.2.4 MBM、乳以外の動物性たん白質（牛の血清成分等）による汚染に関する牛用飼料サンプルの検査結果

2.2.4.1 飼料サンプリングの詳細（規制実施後）

年	検査方法*1			検査サンプル数	汚染サンプル数	陽性サンプル数	陽性サンプルの判定基準*2
	M	E	O				
2007		X	PCR	86	0	0	0

*1 検査方法：M=顕微鏡検査 E=ELISA法 O=その他（具体的に）

*2 「陽性」と判定される汚染濃度（下限値）を記載すること。

（例：>0.5%、>0.1%、>0%、及び/またはその他の基準）

2.2.4.2 サンプルング方法（バッチサイズ、バッチあたりのサンプル数、サンプルングを行ったバッチの割合、サンプルング場所（飼料生産施設の生産ラインの終端、包装/荷積み後、小売時、農場）及び検査方法の詳細

動物種の特定のためにPCR法（ポリメラーゼ連鎖反応）による分析が義務付けられている、飼料の公式サンプルングの手順マニュアルを添付する（付属文書2.2.4.2）。

2.2.4.3 検査方法の感度及び特異性

分析感度=0.01%

分析特異性=0.05%

2.2.4.4 フィードバン違反が明らかになった場合には、当局による追跡調査の詳細

資料なし

配合飼料に動物由来たん白質が含まれる場合の、動物種を確認するための監査におけるサンプル採取の手順を定めた法規は存在しない。

飼料製造業者を規制するための当該監査では、市民の通報があった場合以外は分析用サンプルの採取を行っていない。

2007年11月に複数のレンダリング施設の監査が実施され、由来動物を特定するために、肉骨粉のサンプル採取が指示された。

2.2.5 牛由来のMBMを給餌されても、BSE感染因子に牛が全く暴露されないと考える場合、その理由について

農業牧畜水産食糧農村開発省（SAGARPA）の畜産調整局の情報によると、メキシコには畜舎で（全面的又は部分的に）飼養されている乳牛が約1,270,657頭存在し、これらの乳牛には、メキシコ公式規定のNOM-061-ZOO-1999が公表される以前に、肉骨粉が給餌された可能性がある。これらの乳牛の大部分は、ブルセラ病及び結核病の撲滅活動の対象として登録されているため厳格に監視されており、現在までBSEの兆候は認められていない。前述の飼料に関する規定では、反すう動物用飼料への肉骨粉の使用禁止、ならびに反すう動物用飼料に使用する目的での牛由来製品の輸入禁止を定めている。肉牛については、リスクのある牛の数は不明である。

他方、家畜用飼料の加工業者は、個々の動物種別飼料製造ラインの管理に加え、品質管理や清浄管理を実施することで、交差汚染の可能性を防止している。BSE発生国からの生体動物の輸入は禁止されている。ただし、米国の事例のように、「管理されたリスク」レベルにあると認められている国からの場合はこの限りではない。

またメキシコ人には、一般的な伝統料理などに牛の特定危険部位を使う食習慣があり、これらの部位

の国内需要を国内産だけでは賅えないため、脳、脊髄、胃、腸などの牛くず肉を輸入する必要があった。

メキシコで実施された定性的リスク分析では、国際的に認知されるほどのリスクは示されなかった。その科学的根拠は、メキシコに影響を与える可能性のある畜産輸入のほとんどは米国からであること、米国は、あらゆるリスクを最小限にする衛生措置を実施し、又疫学アクティブサーベイランスを強化して、OIE 及び国際的に、管理された BSE リスク国と認められていることである。当該サーベイランスはカナダ及びメキシコでも同時に実施されており、メキシコは OIE が求めるサーベイランス基準を満たしている。

2.3 特定危険部位 (SRM) の利用

2.3.1 基本情報

2.3.1.1 レンダリング施設数、生産量

(1)製造方法別 (専用施設、製造工程分離の有無等の交差汚染の観点からの分類)

(箇所、トン (期間内の合計))

		1986~1990	1991~1995	1996~2000	2001~2005	2006~
専用施設	原料に反すう動物 由来のものを含む	施設数		資料なし	21 (工場タイプ2)	36 (工場タイプ2)
		生産量		資料なし	平均して1工場 あたり3.6トン	平均して1工場 あたり3.6トン
	原料に反すう動物 由来のものを 含まない	施設数		資料なし	4 (工場タイプ1)	17 (工場タイプ1)
		生産量		資料なし	平均して1工場 あたり3.6トン	平均して1工場 あたり3.6トン
混合施設	ライン分離 済み	施設数		資料なし	資料なし	資料なし
		生産量		資料なし	資料なし	資料なし
	ラインを 洗浄	施設数		資料なし	資料なし	資料なし
		生産量		資料なし	資料なし	資料なし
	特に交差汚染防 止対策は 取っていない	施設数		資料なし	資料なし	資料なし
		生産量		資料なし	資料なし	資料なし

任意の時期において、その期間の一部でも稼働していたすべての工場を含めること。骨粉生産工場を含めること。

*農業牧畜水産食糧農村開発省 (SAGARPA) の登録工場については、同省側がアンケート調査を実施し、その中で情報を要請した。2007年11月に食品衛生安全品質管理局 (SENASICA) が実施した監査によると、動物由来の副産物である肉骨粉の年間平均製造量は3.6トンである。

レンダリング施設において、他の原材料が工程に混入しないためにどのような方策がとられていたか、及びその理由。

また、交差汚染が無いことを確認するための手順についても説明すること。

NOM-061-ZOO-1999 が公表された 2001 年以降のデータがある。

現在、国に登録・分類されたレンダリング施設は53カ所あり、これらの施設は、肉骨粉用に加工処理する動物種別に以下のように分類されている。タイプ1：反すう動物由来の組織を処理しない施設。タイプ2：反すう動物および他の動物種の組織を処理する施設。

動物衛生局（DGSA）には、登録レンダリング施設に関するデータベースがあり、食品衛生安全品質管理局（SENASICA）のホームページにも公表されている。

NOM-060-ZOO-1999 の規定により、登録・分類された施設は、12 ヶ月ごとに監査を受けなければならない。そのため、登録の有効期限は1年である。これらの施設では、組織を 80℃以上で 30 分間処理することが義務づけられており、又最終製品は処理装置から出す時点で、水分含有量が 10%を超えていてはならない。

レンダリング施設の処理量についての記録はない。

専用のレンダリング施設の工程に持ち込まれる原材料の汚染防止策として、どのような方法を用いていたか。

反すう動物由来の組織を処理しないタイプ1のレンダリング施設は、農場、と畜場、飼料工場などの全サイクルを統合する一体型企业に属している。当該企業では1種類の動物（特に豚あるいは家きん）のみを扱うため、他の動物種が処理工程に入る可能性はない。

(2)レンダリング処理方法（圧力・温度・時間、連続処理／バッチ処理等）

代表的なレンダリング処理条件と生産状況

(箇所、トン（期間内の合計）)

		1986～1990	1991～1995	1996～2000	2001～2005	2006～
形態 A	施設数			資料なし	資料なし	資料なし
	生産量			資料なし	資料なし	資料なし
形態 B	施設数			資料なし	資料なし	資料なし
	生産量			資料なし	資料なし	資料なし
形態 C	施設数			資料なし	資料なし	資料なし
	生産量			資料なし	資料なし	資料なし
形態 D	施設数			資料なし	資料なし	資料なし
	生産量			資料なし	資料なし	資料なし

形態 A：圧力： 温度： 時間： 連続処理/バッチ処理： 他の条件：

形態 B：圧力： 温度： 時間： 連続処理/バッチ処理： 他の条件：

形態 C：圧力： 温度： 時間： 連続処理/バッチ処理： 他の条件：

形態 D：圧力： 温度： 時間： 連続処理/バッチ処理： 他の条件：

NOM-060-ZOO-1999が2001年6月28日に公表され、この公式規定により、組織は80℃以上で30分間処理すること、又最終製品は処理装置から出す時点で、水分含有量が10%を超えてはならないことが義務付けられた。

肉骨粉の処理工程の管理に関する、事業者ごとのデータベースを添付する（付属文書 2.3.1.1.a）

2.3.2 死廃牛の処理

2.3.2.1 レンダリング規制の概要及び規則（法令）

BSE 関連規則について、以下を記載。規則（法令）の原文を添付すること。

(1)施行及び改正時期ならびにその内容（規制の変更があった場合はその都度記載する）

時期	規制の内容
1994年11月16日	メキシコ公式規定NOM-009-ZOO-1994「食肉衛生処理」（付属文書2.3.2.1 a）
1994年11月16日	メキシコ公式規定NOM-008-ZOO-1994「と畜施設及び食肉処理施設の建設及び設備に関する衛生規定」（付属文書2.3.2.1 b）
2001年6月	NOM-060-ZOO-1999「動物のくず肉の加工および飼料へのくず肉の使用に関する動物衛生細則」（付属文書 1.2.1.a）

(2)罰則規定

当該規定の条項に違反した場合は、連邦動物衛生法および連邦計量標準法に従って制裁を科すものとする。

2.3.2.2 レンダリング規制の実施主体及び遵守状況

(1)実施主体

連邦検査適合型(TIF)施設については、農産養殖水産食品安全局(DGIAAP)。

レンダリング施設については、動物衛生局(DGSA)及び農業牧畜水産食料農村開発省(SAGARPA)の出先機関。

(2)遵守状況確認の方法

牛と畜用 TIF 施設：検査を毎月実施し、違反があった場合は、監査訪問を実施する。

レンダリング施設：監査は、公式に、認定監査獣医もしくは監査班によって実施される。公的監査は、国が SAGARPA 出先機関を通じて実施するもので、目視検査および書類検査により前述の諸規定の遵守が確認される。

(3)確認結果（規制実施後の違反の有無／ある場合はその内容・対応）

TIF施設のと畜場に死亡動物を搬入するという違反はなかった。

年	検査の方法						違反事例の内容及び対応
	帳簿・在庫検査		分析（分析法*）		その他（ ）		
	監査数	違反数	監査数	違反数	監査数	違反数	
	生産日には必ず検査する		生産日は必ず検査する				

処理対象施設別に作成すること：例）牛取扱施設、豚取扱施設、混合施設

*分析法については、分析に用いる材料及び手法（ELISA等）を明記。

2.3.3 特定危険部位（SRM）等の取り扱い

●SRMの定義はあるか？

はい →2.3.3.1へ いいえ →2.3.3.2へ

2.3.3.1 SRMの定義及び経時的なSRMの定義の変遷

2005年2月に、食品衛生安全品質管理局（SENASICA）の農産・養殖・水産食品安全局（DGIAAP）は、日本に牛肉製品を輸出しているTIF施設に対して通達を出した。この通達において、特定危険部位（SRM）を、30カ月齢以上の牛の脳、頭蓋、眼、三叉神経節、脊柱、脊髄、背根神経節、ならびに全月齢の牛の扁桃および回腸と定義している。

また、米国、韓国および日本に対してメキシコ産の牛由来の枝肉、製品および副産物を輸出する施設では、米国食品安全検査局（FSIS）の指令6100.4「特定危険部位（SRM）に関する点検指示」（連邦規則集9 CFR 9 310.22「牛の特定危険部位（SRM）およびその取扱いと処理」に収録）に従い、特定危険部位（SRM）を除去しなければならない。当該指令では以下のように、牛の特定危険部位（SRM）の定義、その取り扱い及び処理を定めている。

(A)牛の特定危険部位（SRM）

(1) 30カ月齢以上の牛の脳、頭蓋、眼、三叉神経節、脊髄、脊柱（尾椎、腰椎・胸椎の横突起および仙骨翼を除く）および背根神経節

(2) 牛の扁桃、ならびに

(3) 牛の回腸遠位部。小腸は、以下の場合には、ヒトの食用に使用することができる。(i) 担当官が検査済の家畜のもので、かつ米国の場合は公的施設、また、その他の国の場合は認定施設で適格とされたもの。なお、外国の施設については、9 CFR 327.2 (b)の米国への牛肉および牛肉製品の輸出適格施

設、または9 CFR 327.1 (b)の輸入適格施設のリストに記載された施設でなくてはならない。

(ii) 回腸遠位部が、小腸を解いて伸ばし盲腸結腸接合部から空腸側に向かって計測して80インチ以上を切り取ることによって除去されている場合。あるいは、回腸遠位部を確実に完全除去できることが実証されている施設で回腸遠位部が除去されている場合。

(B) 特定危険部位 (SRM) は、ヒトの摂取に不適切であり、ヒトの食用に使用することはできないものとする。

(C) 特定危険部位 (SRM) は、本節314.1または314.4に従って除去しなければならないものとする。

(D) 特定危険部位 (SRM) の除去・分離・処分の手順

(1) 牛のと畜施設、および枝肉や枝肉部分を処理する施設では、特定危険部位 (SRM) の除去・分離・処分のための手順書を作成し、その手順を実施・維持しなければならない。またこれらの手順は、危害分析重要管理点方式 (HACCP)、衛生標準作業手順 (SSOP) などの施設の管理計画に組み込まれなければならない。

(2) 牛のと畜施設、および枝肉や枝肉部分を処理する施設は、次の場合には、適切な是正措置を講じなければならない。すなわち、特定危険部位 (SRM) が本項(c)に従い適切かつ有効に枝肉から除去され、食用の組織から分離され処分されているという確証がなく、これらの施設自体あるいはFSISが、SRM除去・分離・処分の手順が不適切であったと判断し、作業が見直されるか、新たな作業手順が導入される場合。

(3) 牛のと畜施設、および枝肉や枝肉部分を処理する施設は、ヒトの食料における特定危険部位 (SRM) の除去・分離・処分の作業手順の有効性を定期的に評価しなければならない。手順が変更され、SRMの除去・分離・処分に影響がある場合は、必要に応じ本手順を見直すものとする。

(4) 記録義務

(i) 牛のと畜施設、および牛の枝肉や枝肉部分を処理する施設では、本項(A)に示すSRMの除去・分離・処分手順の実施状況、また是正措置について、毎日詳細な記録文書を残さなければならない。

(ii) 当該記録は、施設が適切な管理のもとに電子データの保全を保証する場合は、コンピュータに保存してもよい。

(iii) 当該記録は最低1年間保管し、担当官が常時利用できるようにする。すべての記録は、48時間は当該公的施設内で保管するものとし、その後は、担当官が申請すれば24時間以内に閲覧できることを条件に、施設外での保管が許される。

(E) 本項(A)(1)に示す特定危険部位 (SRM) については、当該施設がと畜時点で30カ月齢未満の牛のSRMであることを証明できない限り、30カ月齢以上の牛のものとして見なされる。

メキシコ国内では、特定危険部位 (SRM) についての定義は存在せず、と畜牛の100% (すなわち地方自治体の主要と畜場のと畜牛290万頭、小規模と畜場の約200万頭、連邦検査適合型 (TIF) 施設の130万頭) の脳及び脊柱がヒトの食用に利用されていると考えられる。なお、くず肉のうちヒトの摂取に不適切なものは焼却されている。

2.3.3.2 頭部（扁桃を含む。舌・ほほ肉を除く）、せき柱（背根神経節を含む）、せき髄、回腸遠位部*
の利用実態（用途別割合、飼料用の場合は畜種別）

*日本がSRMとして規定している部位

（トン（期間内の合計））

	飼料用		肥料用	食用	処理（処分）	その他
	牛用	牛以外用				
2000	0	0	0	100%	0	ヒトの食用に不適 焼却処分
2001～2005	0	0	0	100%	0	ヒトの食用に不適 焼却処分
2006～	0	0	0	100%	0	ヒトの食用に不適 焼却処分

2.3.3.3 頭部（扁桃を含む。舌・ほほ肉を除く）、せき柱（背根神経節を含む）、せき髄、回腸遠位部
の処理方法

時期別、処理工程別に見た畜牛及び死廃牛（農場または輸送時に死亡／と畜した牛、緊急と畜牛、あるいは生体検査で処分決定が下された牛）の頭部（扁桃を含む。舌・ほほ肉を除く）、せき柱（背根神経節を含む）、せき髄、回腸遠位部のレンダリング

輸出向け連邦検査適合型（TIF）施設は、特定危険部位（SRM）の除去を要求する日本その他の国に輸出する製品からSRMを除去しているが、メキシコにはBSEが存在しないために、除去したSRMを国内消費用に販売、または認可レンダリング施設に送ることができる。

要請された、年度別の情報は存在しない。

	健康牛の頭部（扁桃を含む。舌・ほほ肉を除く）、せき柱（背根神経節を含む）、せき髄、回腸遠位部		死廃牛、緊急と畜牛、または生体検査で処分決定が下された牛	
時期	レンダリング処理 （%、最終的な処理 内容を具体的に記載）	非レンダリング処理 （%、最終的な処理 内容を具体的に記載）	レンダリング処理 （%、最終的な処理 内容を具体的に記載）	非レンダリング処理 （%、最終的な処理 内容を具体的に記載）
1986～1990				
1991～1995				
1996～2000	ヒトの食用	食用に不適、 焼却処分	食用に不適、 焼却処分	食用に不適、 焼却処分
2001～2005	ヒトの食用	食用に不適、 焼却処分	食用に不適、 焼却処分	食用に不適、 焼却処分
2006～	ヒトの食用	食用に不適、 焼却処分	食用に不適、 焼却処分	食用に不適、 焼却処分

メキシコ人は牛製品を食材として使うことが多く、牛料理は伝統料理であることから、国内産または輸入の牛製品はヒトの食用に利用されている。牛製品の需要は非常に大きく、ある国内統計によると、牛のくず肉および冷凍舌の輸入が、2000年には約2,350万ドル、2005年には4,700万ドルとなっている。上述の（メキシコにはBSEは存在しないという）理由から、くず肉が排除されることはない。

他方、生産農場で死亡した動物は、「通常は」レンダリングに送られることはなく、当該農場で地中に埋められる。と畜施設における死亡動物、瀕死の牛、または歩行困難牛は、公式規制（付属文書1.4.1.a および1.4.1.b）に従い、ヒトの食用に回されず、別途別の場所ですべて殺され、そのと体は焼却される。輸送中に死亡した動物については、輸送車両内に専用スペースを設けそこに保管して運ぶことになっているが、そのスペースに入りきらない場合は地中に埋める。

連邦検査適合型(TIF)施設にレンダリング設備がない場合、検査不合格の枝肉、その一部およびその他の製品は、検査局の獣医官立会いの下で、利用不可能にする処理を行わなくてはならない。その方法には、焼却、フェノールあるいはクレゾール消毒剤による変性処理と、調剤（着色剤DF&C緑No. 3・1に対し、水を40、液体洗剤を40、シトロネラ油、また特殊なケースの場合はSAGARPAが承認した物質を40の割合で混合する）による変性処理がある。回収部位を変性させる場合は、小片に切り刻んだ後で変性剤をかけるが、食用加工されなかった死産牛については、変性剤を注入する場合もある。ヒトの食用に利用されるのを避けるために、変性剤は、枝肉あるいは製品のすべての部分にわたり十分に注入しなければならない。

と畜前検査で不合格となった家畜の枝肉は、食用の製品の保管施設の付近を通過させることは禁じられている。と畜前検査で不合格となった動物の枝肉は、食用の製品を生産、処理、もしくは保管している部屋または区画に運び込んだり、通過させてはならない。

死亡動物の枝肉の場合

(a) 輸送途上で死亡したため、と畜用の家畜と一緒に連邦検査適合型（TIF）施設に運び込まれた死亡動物を除き、死亡動物（と畜以外による死亡動物）及びその枝肉はいかなるものもTIF施設に持ち込んではいならない。例外は担当監督官の事前の認可を得ている場合に限る。

(b) 理由の如何を問わず、と畜以外の理由で死亡した動物の枝肉もしくはその部分はいかなるものであっても、食用の製品を生産、処理、もしくは保管する場所または区画に持ち込んではいならない。

死亡動物および検査不合格動物を規制する規定には以下のものがある。

—メキシコ公式規定NOM-194-SSA1-2004「製品および業務に関する規定：と畜、食肉処理、保管、輸送および販売を行う施設における衛生規定、および製品の衛生規定」（付属文書2.3.3.3.a）

—メキシコ公式規定NOM-008-ZOO-1994「と畜施設及び食肉処理施設の建設及び設備に関する衛生規定」（付属文書2.3.2.1 b）

—メキシコ公式規定NOM-009-ZOO-1994「食肉衛生処理」（付属文書2.3.2.1 a）

—メキシコ公式規定NOM-024-ZOO-1995「動物及び動物製品、ならびに動物に使用する又は動物が摂取する化学物質、医薬品、生物製剤及び飼料の輸送に関する動物衛生規定」（付属文書2.3.3.3.b）

(1)上記原材料の一部をレンダリング処理する場合には、その選択の仕方、各時期におけるその量について説明すること

メキシコでは、ヒト消費用の部位は食用に利用されていると考えられるが、と畜動物の100%がそうした食用材料とされている。なお、くず肉のうちヒトの摂取に不適切と判断されたものは、焼却されている。

(2)頭部（扁桃を含む。舌・ほほ肉を除く）、せき柱（背根神経節を含む）、せき髄、回腸遠位部をヒトが消費する／した場合には、可食部・非可食部としてレンダリング処理した頭部（扁桃を含む。舌・ほほ肉を除く）、せき柱（背根神経節を含む）、せき髄、回腸遠位部の割合を推定すること

くず肉のうち、ヒトの摂取に不適切なものは焼却されている

(3)農場で死亡した個体の一部のみをレンダリング用に収集する／した場合には、その割合を推定し、レンダリング処理しなかった屍体がどうなったかについて説明すること

生産農場で排除された個体は、当該農場で焼却される。したがって、レンダリングに送られることはない。

2.4 牛以外の動物の伝達性海綿状脳症（TSE）発生状況

2.4.1 疾病名及び動物種別発生頭数の推移、処理（処分）状況（1986年～）

メキシコでは、これまでTSEの症例は検出されていない。

	スクレイピー		慢性消耗性 疾患 シカ	伝達性ミンク 脳症 ミンク	その他 ()	陽性患畜の 処理方法
	綿羊	山羊				
1986～1990	0	0	0	0	0	0
1991～1995	0	0	0	0	0	0
1996～2000	0	0	0	0	0	0
2001～2005	0	0	0	0	0	0
2006～	0	0	0	0	0	0

2.4.2 国内防疫規制の概要

動物衛生局（DGSA）が、動物衛生留意モデルに基づき防疫に当たる。防疫活動は感染の届出を受けて開始され、感染地の管理は、疫学サーベイランス局、動物衛生促進局および公的/認定診断機関が連携して当たることになる。さらにDGSAは、口蹄疫及び他の外来動物疾患の予防のためのメキシコ・米国委員会（CPA）、動物衛生国家科学諮問評議会（CONASA）、動物衛生防疫の規定策定にかかわる国家諮問委員会（CONAPROZ）、および地域の様々な組織（生産者協会、畜産保護振興委員会、公認畜産獣医師（MVZ））の支援も受けている。

メキシコ公式規定に従って「動物の外来疾患または国内病の疫学サーベイランス総合プログラム」が進められているが、このプログラムは以下の3つの防疫措置から構成されている。

第一の防疫措置は、外来動物疾患及び全国防疫キャンペーンの対象疾患の伝播の阻止を目的としたも

のである。このために動物衛生局（DGSA）は、生体動物および動物由来製品・副産物（動物用製品、飼料を含む）の輸入を、これらの物品に対する「動物衛生(輸入)要件 (HRZ)」を発行することで規制する。また、動植物衛生検査局（DGIF）は、空港、港湾および国境での輸入時に、書類検査を行うとともに、生体動物および動物由来製品・副産物（動物用製品、飼料を含む）の検査を実施する。

第二の防疫措置は、外来動物疾患及び全国防疫キャンペーンの対象疾患の診断を適切に行うことを目的としたものである。このためにCPAは、外来動物疾患が疑われる症例の届出を促進させ、これらの届出に対応するとともに、外来動物疾患の識別に関する研修を獣医学生に実施し、外来動物疾患が発生した場合に対応できるよう獣医師を訓練している。またCPAは、外来動物疾患を診断するバイオセーフティレベル3（BSL3）の検査施設を備えている。他方、動物衛生促進局でも同様の業務を行っているが、そこでは全国防疫キャンペーンの対象疾患を扱っている。

第二の防疫措置によって、外来動物疾患あるいは全国防疫キャンペーンの対象疾患が確認された場合に、それが国内の清浄地域で発生したのであれば、国家動物衛生緊急対応班（DINESA）が始動する（第三の防疫措置）。この第三の防疫措置は、緊急時対応計画に則り、当該疾患を撲滅・管理するために感染施設を規制し、その行動を監視することを目的としている。

緊急時対応計画あるいはメキシコ公式規定で考慮されている、外来動物疾患の発生に対する一般的な管理措置は以下のとおり：移動管理、感染農場の隔離、接触制限、周辺部その他の捜査、と殺、洗浄・消毒、畜舎の衛生、監視。

また、状況判断を継続して行うために常時監視を行い、管理措置としてワクチンが接種される場合には、リスク地域での実施、接種動物の特定、接種動物のと畜に留意する。

メキシコにおいて優先順位の高い外来動物疾患は以下のとおり：口蹄疫、豚水疱疹、アフリカ豚コレラ、馬脳炎、BSE、兎ウイルス性出血病、家畜の穿孔ウジ、鳥インフルエンザ（高病原性）、スクレイピー、ブルータング。

メキシコ公式規定に記載された全国防疫キャンペーンの対象となる国内病は以下のとおり：豚コレラ、ニューカッスル病、鳥インフルエンザ、オーエスキー病、狂犬病、ブルセラ病、結核病、ダニ症、サルモネラ症。これに関連するメキシコ公式規定を添付する（添付文書2.4.2.a～2.4.2.i）。

次に、BSEとは異なる疾患である牛の麻痺性狂犬病の管理活動について記載する(付属文書2.4.2.j)。

1995年1月25日に連邦官報に公表されたメキシコ公式規定NOM-011 -SSA2-1993「狂犬病の予防及び管理」（2000年6月23日に改正、付属文書2.4.2.i）において、経済動物の疫学サーベイランスが、SAGARPAを実施主体とする「全国疫学サーベイランスシステム」NOM-046-ZOO-1995（2001年1月21日に改正、付属文書2.4.2.k）の規定に従って実施されるよう定められている。SAGARPAは、州政府、地方自治体、各地域の畜産組合と連携し、牛、馬、めん羊、山羊、豚などの経済動物の疾病対策の促進、調整、助言を行う。これらの連携機関は、狂犬病発生の届出を受けた後、感染状況を特定するために現地の疫学調査を実施するが、その際以下の情報収集及び業務が行われる：a)感染した動物種、b)感染動物の数、c)個体群の分布状況、d)年齢（月齢）と性別、e)診断結果、f)ウイルスの型、g)当該家畜の予防接種歴、h)発生場所、i) ヒト及び動物への影響が懸念される地区を印した疫学地図の作成、j)牛、馬、羊、山羊及び豚への年一度のワクチン接種、k)吸血コウモリの削減：これは環境資源漁業省（SEMARNAP）及びSAGARPAの担当官の助言に基づき、以下の手順で行われる：1) 吸血コウモリの隠れ場所をつきとめ、襲われた牛、馬、羊、山羊、豚その他の動物の噛み傷を確認する。2) 隠れ場所と畜舎にネットをわなを仕掛けコウモリを捕獲する。なお、捕獲は以下のために行われる。2.1) 吸血コウモリを選別し、

吸血コウモリ駆除用の抗凝固剤入りワセリンを塗布する。2.2) コウモリが狂犬病に感染していた場合は、コウモリの種類とウイルスの型を調べるために、何匹かの検体を検査機関に送る。2.3) 必要な場合は牛に、吸血コウモリ駆除用の抗凝固剤を畜産研究所が指示する適量注射する。2.4) 経済動物が吸血コウモリに噛まれた場合は、噛み傷に吸血コウモリ駆除用のワセリンを塗布する。

3 BSE サーベイランス（サーベイランスによる検証）

3.1 母集団の構造

3.1.1 反すう動物の飼養実態

牛母集団に関する主要データ

		全月齢[頭数]				
		雄		雌		
		肉牛	種畜牛	肉牛	乳牛	種畜牛
1986	頭数					
	月齢*					
1991	頭数					
	月齢*					
1996	頭数					
	月齢*					
2001	頭数					
	月齢*					
2006	頭数					
	月齢*					

(月齢*：と畜時平均月齢)

用途が2つの個体は、乳牛の欄に含めるものとする。さらに、使役牛など他の種類の牛についても適宜情報を添付すること。

ここに示すデータ（以下の付属文書）は、1996～2005年の各州およびレヒオン・ラグネラ地域の牛の頭数を足し合わせたものである。州政府および生産者組織の協力を得て、SAGARPA出先機関経由で農村開発区(DDR)事務所が報告した情報を用い、農産食料水産情報サービス機構が取りまとめたものである。

付属文書3.1.1. a、牛（肉牛及び乳牛）の集団

付属文書3.1.1. b、肉牛の集団

付属文書3.1.1. c、乳牛の集団

3.2 BSE サーベイランスの概要

●BSE サーベイランス制度はあるか？

はい→3.2.1 へ / いいえ→3.3 認知プログラムへ

3.2.1 サーベイランス制度の概要および規則（法令）

3.2.1.1 制度の概要について

(1)実施対象及び実施範囲

対象となるのは30カ月齢を超える牛で、以下の項目に少なくとも一つ該当する牛（付属文書3.2.1.1.aおよび3.2.1.1 b）：

1.行動異常（攻撃性、怯え、不安感、神経質）、歩行異常（扉・ゲート及び柵壁に対する躊躇）、または感覚異常（接触・騒音・光に対する過敏、筋肉の震え）などの神経症状を呈している牛。

2.と畜場で緊急と畜された牛（疾患または事故による）。このカテゴリーには、輸送中もしくはと畜場の牛舎で死亡した牛で、それと識別できるよう印の付された牛も含まれる。

3.原因不明で生産農場で死亡した牛。

4.歩行困難牛：骨折もしくは何らかの障害（重症）のために、自力でと畜場に入っていくことができない牛。

5.検査不合格牛：解体後検査で、その枝肉、内臓および／または頭部が食用不適と判断され「検査不合格」印が押された牛。その主な原因には結核病による肺病変や肉芽腫がある。

6.削瘦牛あるいは健康不良の牛。

7.廃用牛：7歳（84カ月齢）を超える牛で、乳量低下、繁殖障害、体重低下によりと畜に送られる牛。

8.通常と畜牛：4歳から7歳の牛で、明白な臨床症状はなく、生産サイクルが終わったと判断されてと畜に送られる牛。

(2) サーベイランス対象のカテゴリー別の年間母集団（概数）

(2006年) (頭)

通常と畜牛	4,300,000
死亡牛	602
廃用牛、検査不合格牛、歩行困難牛、緊急と畜牛	450,000
臨床的に疑われる牛	300
合計	4,750,902

(3) サーベイランス計画の策定根拠（考え方）

CPAは1996年末に、反すう動物の神経疾患のサーベイランスプログラムを開始したが、そこでは、生産農場を訪問して行う疫学サーベイランスが計画されていた。これは生産者に、これらの神経疾患を届け出る重要性を認知させると同時に、脳サンプルを採取しCPAの検査施設に送付する必要性を自覚させるためであった。しかしながらサンプルを確実に入手するため、それと平行して、と畜場のサーベイランスも開始された。その他、即時届出義務によるパッシブサーベイランスも行われている（3.2.1.1.c）。

2003年に、メキシコと国連食糧農業機関（FAO）の合同プロジェクト「BSE 予防システムならびに飼料品質管理システムの評価及び強化」が実施された。本プロジェクトで実施されたリスク評価の結果、リスク集団（歩行困難牛、緊急と畜牛、生産農場あるいはと畜場で原因不明で死亡した牛など）に対するアクティブサーベイランスが強化された。また、と畜場検査官の能力を向上させることにより（疾患の識別、サンプルの採取と送付、所定用紙への正確な記載）、疫学サーベイランス活動が強化された（3.2.1.1.d）。

(4) 疑似患畜及び陽性患畜を検出した際の処理に関する規制

BSEが即時届出義務のある疫病リストに含まれたのは1994年になってからであるが、1968年に、国立農牧林業研究所（INIFAP）と国連食糧農業機関（FAO）の連携により、牛の麻痺性狂犬病に関するプ

プロジェクトが開始された。このプロジェクトでは、獣疫、感染因子及び宿主の調査に重点がおかれた。当該疾病の撲滅キャンペーンは、1972年以来メキシコで、定期的・計画的に実施されている。撲滅対策として、診断、ワクチン接種、吸血コウモリの集団の管理が行われている。他方、疑い例の全てが、撲滅措置を直ちに講じられるよう報告されているかどうか、監査されている（付属文書3.2.1.1 e）。

1994年にCPAは、BSEが疑われる牛の届出促進活動を開始した。これには、三つ折りパンフレット、カレンダー、専門誌への差し込みなどの様々な普及資料、食品衛生安全品質管理局（SENASICA）のホームページが利用されている。この活動により、神経症状が疑われる牛の届出が促進された。（届出受理後は、外来動物疾患一般に対する手続きが採られる。）

届出は、主に電話（電子メールも可）で直接、CPA（あるいは動物衛生局（DGSA）疫学サーベイランス部）の地域調整事務所や本部になされる。（付属文書3.2.1.1 f）。

届出を受けると、生産農場を誰が訪問するかを決定する。次に生産農場で状況を聞き、疾患届出用紙SIVE 02（付属文書3.2.1.1 g）あるいは、神経症状を呈している場合にはBSEサーベイランス用の届出用紙CPA-ST-F-048（付属文書3.2.1.1 h）を回収する。必要に応じ、生体サンプルを採取し、BSE疑い例への対処の仕方について助言を行う。採取した生体サンプルはCPAの検査施設に送付され、外来動物疾患かどうか診断される。

これまでメキシコではBSE症例は検出されていないが、検出された場合には、国家動物衛生緊急時対応班（DINESA）が、BSE緊急事対応マニュアル（付属文書3.2.1.1 i）に基づき活動を開始する。サンプルがウエスタンブロット法による2次検査でも陽性であった場合には、緊急措置が講じられる（付属文書3.2.1.1 j）。

3.2.1.2 BSE サーベイランスに関する規則について

規則（法令）の原文を添付すること

(1) 施行及び改正時期ならびにその内容（変更があった場合はその都度記載する）

時期	規制の内容
1988年1月11日	<p>BSE が届出義務のある疾患リストに含まれたのは 1994 年であるが、メキシコには狂犬病への懸念があるため、牛の神経症例は定期的に当局に報告されており、農村ではこれらの動物を殺処分している。狂犬病は、宿主（ナミチスイコウモリ）の存在する熱帯および亜熱帯地域の風土病となっている（付属文書 3.2.1.2.a）。</p> <p>メキシコ農業水資源省（SARH）と米国農務省との間で、口蹄疫及び他の外来動物疾患を予防するための協力協定が結ばれる。この協定は、「口蹄疫の予防のためのメキシコ・米国委員会」を廃止し、「口蹄疫及び他の外来動物疾患の予防のためのメキシコ・米国委員会（CPA）」を設立することを取り決めたもので、CPA の任務は、メキシコ国内において、口蹄疫及び他の外来動物疾患の予防、監視および検出に関する両国の連携事業を推進させるとともに、これに協力・参加することである（付属文書3.2.1.2.b）。</p>
1988年2月16日	<p>農業水資源省（SARH）に全国動物衛生緊急システムを設け、その実施機関を CPA とすることが決議される。本システムは、外来動物疾患に係わる緊急事態に対応すること、そのための継続的な研修プログラムを設置することを目的としたものである（付属文書 3.2.1.2.c）。</p>

1994年9月21日	届出義務のある外来疾患及び国内病のリストを作成することが決議される(付属文書 3.2.1.2. d)。
1994年	CPAがBSE疑い例の届出促進活動を実施。CPAはこれまでの緊急事態における経験から、公務員および農畜産関係者向けに全国研修事業を展開している。これは、予想される緊急事態に対処し、メキシコ国内における新興疾病を管理および／または根絶するための措置を直ちに講じるために、専門技術を身につけた要員を確保することを目的としたものである(付属文書3.2.1.2.c)。
1996年	反すう動物の神経疾患のサーベイランスシステムの確立(3.2.1.1.c)。
1997年2月19日	メキシコ公式規格NOM-046-ZOO-1995「全国疫学サーベイランスシステム」によって、農業牧畜水産食糧農村開発省(SAGARPA)への疾患の届出義務が規定される(付属文書3.2.1.2.e)。
1999年3月5日	外来疾患のリスト作成に関する決議(1994年9月21日付決議の改正)(付属文書 3.2.1.2. f)。
2001年1月29日	1997年2月19日付けメキシコ公式規定NOM-046-ZOO-1995「全国疫学サーベイランスシステム」の改正(付属文書3.2.1.2 g)。
2003年	メキシコとFAOの合同プロジェクト「BSE予防システムならびに飼料品質管理システムの評価及び強化」を実施。
2004年	CPAがBSEサーベイランスを強化する。CPAのバイオセーフティラボ・レベル3(BSL3)のリファレンス研究所でウェスタンブロット法による診断が採用される。
2006年	CPAが、バイオセーフティ・レベル3(BSL3)の最初のサテライトラボをアグアスカリエンテス州に設立し、ラテラルフロー・イムノクロマトグラフ法による診断を開始。当サテライトラボは酪農重要地域を管轄している。
2007年9月20日	届出義務のある外来疾患及び国内病のリストを作成に関する決議(1999年3月5日付決議の改正)(付属文書 3.2.1.2. h)。

(2)罰則規定

農業牧畜水産食糧農村開発省(SAGARPA)は、制裁を科すにあたって、連邦行政訴訟法の規定に従い、裁判所の裁定を遵守したうえで、現行法の規則に定める規定における違反者についての前科、個人的な事情、および社会経済的な情勢とともに、犯した違反行為、損害および損失の重大性も考慮するものとする。

前項の目的上、以下のような5種類の制裁を定めている。すなわち、

1. 一時的閉鎖
2. 完全閉鎖

3. 登録、認証、承認、認可、認諾、または許可の一時的な停止
4. 認諾、認証、承認、認可、登録、もしくは許可の廃止または取消し
5. 罰金

農業牧畜水産食糧農村開発省は、過失の重大性および違反者の経済状況を考慮に入れて、以下の条項の表に従って罰金を科すものとする。

- A. 最低賃金の20～1,000日分
- B. 最低賃金の1,000～10,000日分
- C. 最低賃金の10,000～50,000日分
- D. 最低賃金の50,000～100,000日分

上記条項の最低賃金には、違反行為を犯した時点において連邦区(メキシコシティ)で有効な一般最低賃金が適用される。

メキシコには、外来疾患の疑いがある場合に、届出を促し、受領し、対応するシステムがある。1994年9月21日に外来疾患のリストを作成するという決議が連邦官報に公表された。これは1999年と2007年に改正されている(付属文書3.2.1.2.h)。この決議は、国の動物衛生当局に届出義務のある動物疾患のグループ及び特性を定めたもので、BSEはグループ1に分類されている。このグループに入るのは、メキシコ国内には存在しない疾患で、急速に伝播し、動物集団への経済的影響や国民への健康リスクがあるために、動物衛生当局の出先機関に直ちに届け出る義務があるとされる外来疾患である。当該決議第5条に届出義務が記載されており、届出を行わなかった場合は、連邦動物衛生法(付属文書1.1.1.c)及び全国疫学サーベイランスシステムに関するメキシコ公式規定NOM-046-ZOO-1995(付属文書3.2.1.2.g)の改正規定、ならびに連邦刑法典の第253条及び第254条に従って制裁を受けるものとする。

3.2.1.3 サーベイランスの実施主体

食品衛生安全品質管理局（SENASICA）が CPA を通じて実施する。CPA は 1996 年末から疫学サーベイランスプログラムを実施している。CPA はメキシコを 8 つの地域に分割して各地域に調整官を 1 名配属し、各調整官が地域のサーベイランスプログラムを実施している。そこでは、畜産関係者および SAGARPA の職員に対し講座、セミナー、シミュレーション実習などを行っているが、これは、受講者に専門性を身につけさせ、人材を選抜し、最終的には各州の動物衛生緊急時対応グループ（GEESA's）の一員として活動してもらうためのものである。

CPAの地域連携は、以下のような単位で行われている。

地域区分	州
I	バハ・カリフォルニア州、バハ・カリフォルニア・スル州、ソノラ州、シナロア州、ナジャリット州、チワワ州
II	ヌエボレオン州、コアウイラ州、ドゥランゴ州
III	サンルイスポトシ州、ベラクルス州北部、タマウリパス州
IV	サカテカス州、ハリスコ州、コリマ州、アグアスカリエンテス州、グアナフアト州、ミチョアカン州
V	プエブラ州、トラスカラ州、ベラクルス州中央、ゲレロ州
VI	ベラクルス・スル州、チアパス州、タバスコ州、オアハカ州
VII	ユカタン州、カンペチェ州、キンタナロー州
VIII	連邦区(メキシコシティ)、モレロス州、ケタロ州、イダルゴ州、メキシコ州

BSE サーベイランスプログラムは、2005 年に「農業同盟」のプログラムに組みこまれた。「農業同盟」（※訳注：政府の農業援助プログラム）は、メキシコの農牧・農村開発政策の主要事業であり、連邦政府、州政府および生産者の共同出資により運営されている。「農業同盟」は全国規模で、連邦のプログラムとして運営されているが、地元当局の責務がますます大きくなっている。このように、連邦政府は州政府に、両政府の共同責任において、公的資金と機能を委譲している。

以下の表に、2004～2007年に実施された動物衛生に係わる「農業同盟」プログラムの活動を記載する。

機関（自治体）	アクティブ・サーベイランス				パッシブ・サーベイランス				実施コスト				研修と普及活動			
	2004年	2005年	2006年	2007年	2004年	2005年	2006年	2007年	2004年	2005年	2006年	2007年	2004年	2005年	2006年	2007年
アグアスカリエンテス州		X	X	X						X	X	X		X		
バハ・カリフォルニヤ州			X	X							X			X		
バハ・カリフォルニア・スル州				X												
カンペチェ州		X	X	X					X		X	X	X	X	X	X
コアウイラ州			X	X		X		X		X	X				X	X
コリマ州		X	X	X						X						
チアパス州		X		X				X		X				X		
チワワ州		X	X	X		X	X	X		X	X			X	X	X
連邦区(メキシコシティ)		X		X						X		X		X		X
ドゥランゴ州																
グアナフアト州	X	X	X	X			X	X	X	X	X			X	X	X
ゲレロ州																
イダルゴ州	X	X	X	X	X			X	X	X	X		X	X	X	X
ハリスコ州		X	X	X		X	X	X		X	X	X		X	X	
メキシコ州	X	X			X					X				X		
ミチョアカン州	X	X	X		X		X		X	X	X		X	X	X	
モレロス州	X	X							X	X				X		
ナヤリト州		X	X	X		X	X	X		X	X			X	X	X
ヌエボレオン州	X	X	X	X	X	X		X	X	X	X					
オアハカ州				X				X								
プエブラ州	X	X			X	X			X	X			X	X		
ケレタロ州																
キンタナロー州																
サンルイスポトシ州	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X		X	X	X	
シナロア州	X	X	X		X	X	X		X	X	X		X	X	X	
ソノラ州	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X		X	X	X	X
タバスコ州	X	X	X	X					X				X			
タマウリパス州																
トラスカラ州	X	X	X	X		X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X
ベラクルス州	X	X	X													
ユカタン州																
サカテカス州		X	X	X			X	X			X			X	X	X

3.2.2 サーベイランスの成績

3.2.2.1 実施頭数

(1)サーベイランス実施年ごとの頭数

(可能ならば、受動的／能動的サーベイランスに分けて記載)

(検査頭数)

年次	通常と畜牛	発見された死亡牛	廃用牛、検査不合格牛、歩行困難牛、緊急と畜牛	臨床的に疑われる牛	合計
1986					
1987					
1988					
1989					
1990					
1991					
1992					
1993					
1994					
1995					
1996					
1997	41	0	13	25	79
1998	269	0	9	36	314
1999	152	0	2	7	161
2000	161	0	1	28	190
2001	296	0	0	9	305
2002	433	1	0	16	450
2003	458	1	0	6	465
2004	1,440	9	425	110	1,984
2005	2,008	98	1,307	103	3,516
2006	1,594	171	1,614	52	3,431
2007	7,933	769	7,336	675	16,703

「口蹄疫及び他の外来動物疾患の予防のためのメキシコ・米国委員会」(CPA)と「国立家畜衛生診断サービスセンター」(CENASA)には、それぞれの検査施設で実施された1998年以降のBSEの記録がすべて保管されている。全ての検査結果は、各施設の管轄長の確認後公表されると共に中央政府に報告される。また使用权者へは臨床記録が送られる。全ての検査結果は臨床記録とともに、年度別にファイルされ、地域ごとに分類される。(検査結果のファイルの写真、および検査結果すべてを収めたCD付属文書3.2.2.1.a)。

(2)生まれ年別の頭数

(可能ならば、受動的／能動的サーベイランスに分けて記載)

と畜で年齢別に分析したサンプル

区分：年*	年齢	通常と畜牛	発見された死亡牛	廃用牛、検査不合格牛、歩行困難牛、緊急と畜牛	臨床的に疑われる牛	合計
1997年	1<x<=2	2	0	13	6	21
	2<x<=4	19	0	0	12	21
	4<x<=7	18	0	0	6	24
	7<x<=9	2	0	0	0	2
	x>9	0	0	0	1	1
1998年	1<x<=2	27	0	9	4	40
	2<x<=4	105	0	0	26	131
	4<x<=7	106	0	0	5	111
	7<x<=9	21	0	0	1	22
	x>9	10	0	0	0	10
1999年	1<x<=2	12	0	2	1	15
	2<x<=4	52	0	0	6	58
	4<x<=7	47	0	0	0	47
	7<x<=9	20	0	0	0	20
	x>9	21	0	0	0	21
2000年	1<x<=2	9	0	1	0	10
	2<x<=4	61	0	0	26	87
	4<x<=7	45	0	0	0	45
	7<x<=9	17	0	0	0	17
	x>9	29	0	0	0	29
2001年	1<x<=2	37	0	0	0	37
	2<x<=4	80	0	0	8	88
	4<x<=7	123	0	0	1	124
	7<x<=9	24	0	0	0	24
	x>9	32	0	0	0	32
2002年	1<x<=2	67	0	0	0	67
	2<x<=4	130	0	0	6	136
	4<x<=7	167	0	0	5	172
	7<x<=9	43	1	0	5	49
	x>9	26	0	0	0	26
2003年	1<x<=2	36	0	0	0	36
	2<x<=4	212	1	0	4	217
	4<x<=7	167	0	0	2	169
	7<x<=9	32	0	0	0	32
	x>9	11	0	0	0	11
2004年	1<x<=2	1	0	0	0	1
	2<x<=4	559	0	160	37	756
	4<x<=7	652	4	199	57	912

	7<x<=9	153	3	54	12	222
	x>9	75	2	12	4	93
2005年	1<x<=2	0	0	0	0	0
	2<x<=4	740	5	127	38	910
	4<x<=7	1193	27	578	52	1850
	7<x<=9	42	41	459	12	554
	x>9	33	25	143	1	202
2006年	1<x<=2	11	2	7	0	20
	2<x<=4	664	9	131	2	806
	4<x<=7	781	84	1007	30	1902
	7<x<=9	94	73	390	12	569
	x>9	44	3	79	8	134
2007年	1<x<=2	18	23	40	0	81
	2<x<=4	312	71	427	45	855
	4<x<=7	1805	317	2234	248	4604
	7<x<=9	662	70	749	110	1591
	x>9	94	10	540	7	651

※ 上記カテゴリーは OIE による区分。このカテゴリーに当てはまらない場合は、自国のカテゴリーをそれぞれ記載すること。

BSE サーベイランスプログラムでは、動物のと畜時、または死亡時の年齢を動物の年齢としており、この年齢は主として、畜産登録データ、および耳標や焼印などによる動物個体識別によって判定されている。また、2005年には、「歯列による牛の月齢判定のための指針」が作成され、これによってと畜場の検査官は容易に動物の年齢を判定できるようになった（付属文書 3.2.2.1.a）

3.2.2.2.地理的分布状況

2007年11月30日まで、口蹄疫および他の外来動物疾患の予防のためのメキシコ・米国委員会（CPA）の地域連携によって分析されたサンプル

地域区分	地域内の州	カテゴリー				
		臨床的に疑われる牛	歩行困難牛	発見された死亡牛	通常と畜牛	合計
区域 I	バハ・カリフォルニヤ州、バハ・カリフォルニア・スル州、ソノラ州、シナロア州、ナヤリト州、チワワ州	1	16	2	2	21
区域 II	ヌエボレオン州、コアウイラ州、ドゥランゴ州	1	344	47	71	463
区域 III	サンルイスポトシ州、ベラクルス州北部、タマウリパス州	17	48	7	92	164
区域 IV	サカテカス州、ハリスコ州、コリマ州、アグアスカリエンテス州、グアナフアト州、ミチョアカン州	256	2,955	353	2,284	5,848
区域 V	プエブラ州、トラスカラ州、ベラクルス州中央、ゲレロ州	39	118	10	98	265
区域 VI	ベラクルス州南部、チアパス州、タバスコ州、オアハカ州	10	186	6	100	302
区域 VII	ユカタン州、カンペチェ州、キンタナロー州	3	2	2	1	8
区域 VIII	連邦区(メキシコシティ)、モレロス州、ケレタロ州、イダルゴ州、メキシコ州	21	134	51	38	244

※サンプル抽出の妥当性を確認するため、可能であれば、地域ごとにいくつかに分類すること。

3.2.3 試料採取した牛の年齢の特定に適用された方法及び各方法の割合 (個体識別、歯列、指定される他の方法)を示すこと

メキシコには多様な目的に応じ、さまざまな家畜識別システムがある。家畜登録や家畜個体識別（耳標、焼印など）に加え、2005年に、「歯列による牛の月齢判定のための指針」が作成され、と畜場の検査官は容易に動物の年齢確認ができるようになった。（付属文書3.2.3.a）

また、疫学サーベイランス研修では、この指針の利用法についての講義が行われ、研修参加者に配布された資料の中にもこの指針が含まれている（付属文書 3.2.3 b）。この（歯列による）年齢判定はまた、反すう動物の結核病感染状況を調査する認定獣医によって、生産農場でも活用されている。さらに、「BSEのサンプル採取のためのマニュアル」の第3版（2007年）には、牛年齢の推定方法についての章も設けられている（付属文書 3.2.3 c）。2005年から2007年にかけて、疫学サーベイランスに関する研修が70回実施され、2,209名の獣医（主としてと畜場の獣医検査官）が参加した。また、「BSEのサンプル採取のためのマニュアル」2,817部、および「牛年齢判定のための指針」485部が、動物衛生に関する業界の様々な会合で配布された。

「全国家畜個体識別システム」（SINIIGA）が、2003年より段階的に実施されているが、このシステムに個体が登録されている場合は、出生時より年齢を特定することが可能である。2005年以来米国からの輸入動物にはこのシステムへの登録が義務付けられており、個体のトレーサビリティおよび年齢の特定を可能にしている（付属文書3.2.3 d）。

年齢（月齢）の判定は、次のような観点で、動物の歯列状態によって推定している。

- 月齢18カ月未満の牛：乳歯だけしか生えていない。
- 月齢18～24カ月の牛：第一永久門歯一対が生え始めている。
- 月齢24～30カ月の牛：第一永久門歯一対が生えている。
- 月齢30～36カ月の牛：第二永久門歯一対が生え始めている。
- 月齢36～42カ月の牛：第三永久門歯一対が生え始めている。
- 月齢42～48カ月の牛：第四永久門歯一対が生え始めている。

3.2.4 検査手法

3.2.4.1 検査材料採取手法（採取を行う者に関する情報（資格、その他）を含む）及びガイドライン

BSEに関しては、臨床症状、反すう動物への反すう動物由来肉骨粉の給餌禁止、疫学、BSEの管理及び予防の認知を目的とした講習やさまざまな教材を活用し、公認獣医官・民間獣医師、獣医学及び関連学部の学生、農牧専門家、生産者、農場主、飼料製造業者、動物園の担当者、および牛と牛製品の管理・生産に携わるすべての者を対象に研修と啓発が行われる。

1994年から2000年にかけて、外来動物疾患に関する研修とフォローアップ研修でBSEについての講義が行われ、又さまざまな会合やフォーラムでもBSEの診断に関する講習が実施された。これらの記録については、2000年2月2日付の情報メモを参照のこと（付属文書3.2.4.1 a）。

2000年から2003年にかけてCPAが実施した研修は、以下の4つの講習に大別できる。

- 「BSEサーベイランス」に関するワークショップ：31回、参加者930名
- 「BSEサーベイランスとリスク分析」に関するワークショップ：1回、参加者26名
- 「主要外来動物疾患の識別」に関する講習：39回、参加者2,339名
- 「主要外来動物疾患、緊急時の体制及び計画」に関する講習（シミュレーションソフト AUTOSIM-1 使用）：3回、参加者335名
（付属文書3.2.4.1 b）

2004年からBSEサーベイランスが強化された。取り組むべき課題として、BSE検出・届出の認知普及の強化が計画され、このために、以下の講習が実施された（付属文書3.2.4.1 c）。

- 「BSEサーベイランス」に関するワークショップ：これは、BSEサーベイランスプログラムの周知を目的としている。と畜場に勤務し、反すう動物調査活動にたずさわる獣医師に研修を行い、ワークショップ終了時には参加者が、BSEの主要症状、診断用サンプルの適切な採取方法、CPA研究所へのサンプル送付方法を認識することを目指している。
- 「主要外来動物疾患識別」に関する講習：獣医学部と畜産学部の最終年度の後期学生を対象とし、学生の養成と、外来動物疾患(BSEを含む)の届出の促進を目的としている。
- 「主要外来動物疾患、緊急時の体制と計画」に関する講習（シミュレーションソフトAUTOSIM-1使用）：これは、獣医および獣医関係者を対象とし、彼らが将来各州の「動物衛生緊急時対応グループ」（GEESA's）に参加する際に受ける研修の基礎を身につけさせることを目的としている。そのために、第1日目には主要な外来動物疾患についての講義、第2日目と第3日目には緊急時計画を実行するためのシミュレーション訓練

を行う。

上記研修に加え、CPAは以下の者に対し、外来動物疾患の重大性、予防、管理、および撲滅に関する研修を行っている。

- ・ 港湾、空港および国境の検査官
- ・ 移動管理地点および集積施設の検査官
- ・ 獣医官、民間の獣医師、動物園の責任者

さらに、一般市民、家畜生産者、業界、民間および各州政府の家畜生産関係者、ならびに他省庁向けのポスター、ちらし、マニュアル、三つ折りパンフレット、および小冊子などの認知促進用資料がある（付属文書3.2.4.1 a）。特に、サンプルの採取と送付については、「BSEのサンプル採取のためのマニュアル」も存在する（付属文書3.2.3 c）。

3.2.4.2 一次検査から確定診断までの一連の流れ

1996年末に、動物衛生局（DGSA）の「口蹄疫および他の外来動物疾患の予防のためのメキシコ・米国委員会（CPA）」は、BSEサーベイランスシステムを開始したが、このシステムは国際基準の改定に従ってその都度変更されている。

国立動物衛生診断センター（CENASA）は発足当初、BSEリファレンス研究所として、病理組織学検査を用いていたが、神経症状を呈しない動物に対する感度が低いため、この検査法は用いられなくなった。2002年に、CPAのバイオセーフティレベル3（BSL3）の研究所で、OIEの「陸生動物衛生規約」第2.3.13章の診断マニュアル（2004年版）に従い、確定診断に免疫組織化学（IHC）法が採用された。現在、連邦区（メキシコシティ）パロアルトにあるBSL3研究所がBSEリファレンス研究所になっており、BSE診断のための設備、機材および試薬が備えられている。ここではラテラルフロー・イムノクロマトグラフ（LFI）法、免疫組織化学（IHC）法、およびウエスタンブロット法が用いられているが、これらは、国際的にも最高水準の診断技術である。免疫組織化学（IHC）検査は、国立動物衛生診断センター（CENASA）と共同で実施されており、CENASAで固定・薄切されたサンプルがBSL3研究所に送られ、IHC検査される。

付属文書3.2.4.2.a に、BSEサーベイランスにおけるサンプルの流れ（採取・送付・検査手順）を図示している。第一図はアクティブサーベイランスに関するもの、第二図は神経障害が疑われる症例の届出があった場合に関するもの、第三図はラテラルフロー・イムノクロマトグラフ（LFI）法に関するもの、第四図はウエスタンブロット法に関するものである。また、付属文書3.2.4.2.bには、ウエスタンブロット法による2次検査でもサンプルが陽性であった場合にとるべき緊急措置を示している。

3.2.4.3 検査手法（一次検査、確認検査）

検査のマニュアルを添付すること

当該手法はいつから用いられているのか

一次検査及び確認検査手法として承認されている検査キットがあれば明記すること

公的研究所では、OIEの「陸生動物衛生規約」第2.3.13章の診断マニュアル（2004年版）に従い、以下の診断手法が用いられている。

- a) 免疫組織化学法による伝達性海綿状脳症（TSE）の診断手順（CPA-LBS-3-BM-PT-）（付属文書3.2.4.3 a)
- b) ウェスタンブロット法による伝達性海綿状脳症（TSE）の診断手順（CPA-LBS-3-BM-PT-）（付属文書3.2.4.3 b)
- c) ラテラルフロー・イムノクロマトグラフ（LFI）法（PrioSTRIP）による伝達性海綿状脳症（TSE）の診断手順（CPA-LBS-3-BM-PT）*（付属文書3.2.4.3 c)
- d) 病理組織診断のための手順（付属文書3.2.4.3d)
- e) 形態病理学的診断のための手順（付属文書3.2.4.3e)

*プリオストリップを用いた検査方法については、OIEの陸生動物診断マニュアルには記載されていないが、欧州連合（EU）ではスクリーニング検査への使用を有効としていることから（付属文書2.3.2 f）、検査方法として適切であるとみなした。

3.2.4.4 検査施設（認証されている施設であること）

一次試験実施機関数	
確認試験実施機関数	

連邦区(メキシコシティ)パロアルトにあるBSL3研究所がBSEリファレンス研究所になっており、BSE診断のための設備、機材および試薬が備えられている。ここではラテラルフロー・イムノクロマトグラフ（LFI）法、免疫組織化学（IHC）法、およびウェスタンブロット法が用いられているが、これらは、国際的にも最高水準の診断技術である。免疫組織化学（IHC）検査は、国立動物衛生診断センター（CENASA）と共同で実施されており、CENASAで固定・薄切されたサンプルがBSL3研究所に送られ、IHC検査される。CENASAと共同で実施する理由は、BSL3研究所ではIHC診断のための専門の設備および技術者が不足しているためである。

また、2006年末には、CPAの付属施設としてアグアスカリエンテス州にサテライトラボが設置された。このサテライトラボは、州畜産振興保護委員会のアグアスカリエンテス州サンフランシスコ・デ・ロス・ロモ市動物衛生センター内に設置され、伝達性海綿状脳症（TSE）診断は、CPAが技術面の管理・監督をしている。そこでは現在、LFI法で月平均1,000サンプルが処理され、獣医師2名と診断の専門技術者2名が、月曜日から金曜日は9:00から21:00まで（2交替）、土曜日は9:00から14:00まで勤務している。また、農場の畜産獣医師（MVZ）2名の支援も受けており、彼らはと畜場で採取したサンプルを収集するとともに、アグアスカリエンテス州とハリスコ州における牛の神経障害の報告も担当している。このサテライトラボの管轄地域は、アグアスカリエンテス州、グアナファト州、ハリスコ州、サンルイスポトシ州、およびサカテカス州となっている。

3.2.4.5 確認検査の判定体制（判定者の専門性及び人数を明記）

BSL3研究所には、TSE検査を実施する畜産獣医師（MVZ）2名が勤務しており、リファレンス研究所として全国をカバーしている。

CPAおよびCENASAの検査施設の専門技術者は、国際的な研究機関でTSEを含む診断技術研修を受けてきており、以下の国際的な研究機関や検査機関とも常時情報交換を行っている。

- ・ スペイン国立農業・食品研究所（INIA）動物衛生研究所（スペイン、バルデオルモス町）
- ・ 米国農務省（USDA）外来動物疾患診断研究所（米国、プラムアイランド）
- ・ 米国農務省（USDA）国立獣医学研究所（米国、エイムズ市）、
- ・ カナダ食品検査庁（CFIA）動物疾患研究所（カナダ、レスブリッジ市）
- ・ スイス連邦獣医局・神経センター

3.3 BSE 認知プログラム

●BSE 認知プログラムが存在するか？

はい → 以下の問い 3.3.1 へ / いいえ → 3.4 BSE が疑われるすべての牛の調査及び届出義務へ

3.3.1 BSE 認知プログラムの開始時期、及びその継続的な実施ならびに対象地域を示すこと

メキシコでBSEが、外来動物疾患に関する研修およびフォローアップ研修のテーマの1つとして取り上げられるようになったのは1994年からであり、それ以来、BSEの認知プログラムが進められている。

農業牧畜水産食糧農村開発省（SAGARPA）はCPAを通じてこの活動を実施しているが、CPAは、これまでの緊急事態における経験から、公務員および農畜産関係者向けに全国研修事業を展開している。この研修事業は、予想される緊急事態に対処し、メキシコ国内における新興疾病を管理および／または根絶するための措置を直ちに講じるために、専門技術を身につけた要員を確保することを目的としたもので、閣僚会議で決定された。この決議により、農業水資源省（SARH）に全国動物衛生緊急システムが設けられた（付属文書3.2.1.2.c）。

外来動物疾患に関連した緊急事態に対処するために、CPAはメキシコを8つの地域に分割して各地域に調整官を1名配属し、各調整官が継続的な研修プログラムを実施している。そこでは、畜産関係者およびSAGARPAの職員に対し講座、セミナー、シミュレーション実習などを行っているが、これは、受講者に専門性を身につけさせ、人材を選抜し、最終的には各州の「動物衛生緊急時対応グループ（GEESA's）」の一員として活動してもらうためのものである。また、この活動は、保健省（SSA）、環境天然資源省（SEMARNAT）、国防省（SEDENA）などの他の部門と連携をとりながら展開されている。

CPAの地域連携は、以下のような単位で行われている。

地域区分	州
I	バハ・カリフォルニア州、バハ・カリフォルニア・スル州、ソノラ州、シナロア州、ナジャリット州、チワワ州
II	ヌエボレオン州、コアウイラ州、ドゥランゴ州
III	サンルイスポトシ州、ベラクルス州北部、タマウリパス州
IV	サカテカス州、ハリスコ州、コリマ州、アグアスカリエンテス州、グアナフアト州、ミチョアカン州

V	プエブラ州、トラスカラ州、ベラクルス州中央、ゲレロ州
VI	ベラクルス・スル州、チアパス州、タバスコ州、オアハカ州
VII	ユカタン州、カンペチェ州、キンタナロー州
VIII	連邦区(メキシコシティ)、モレロス州、ケレタロ州、イダルゴ州、メキシコ州

3.3.2 BSE 認知プログラムに参与している関係者（獣医師、生産者、競売場職員、と畜場職員等）及び人数

CPA が実施する研修プログラムは、公的機関の獣医官、公認獣医および民間獣医、動物衛生診断検査所の専門技術者、病理学者、獣医学部学生、牛生産者や牛畜産関係者を対象としたものである。

2004 年～2007 年には、「BSE サーベイランス」に関するワークショップが 70 回実施され、と畜場の検査獣医官および牛生産者 2209 人が参加した。「主要外来動物疾患の識別、緊急時の体制及び計画」に関する講習は、同期間に 113 回実施され、獣医学部と畜産学部の最終年度の後期学生 4884 人が参加した。「主要外来動物疾患、緊急時の体制及び計画」に関する講習（シミュレーションソフト AUTOSIM 1 使用）は 13 回実施され、農業牧畜水産食糧農村開発省（SAGARPA）の担当官、その他の（連邦及び州の）関連出先機関の職員、各州の畜産保護振興委員会の専門家など 560 名が参加した。なお、当振興委員会は、SAGARPA の附属機関で、動物衛生に係わる活動の支援を行っている。

さらに2007年には、CPAの地域調整官を対象とした「診断病理学」の研修が3回実施され、CPAの獣医120名が参加した。

保健省（SSA）連邦検疫リスク委員会のBSE認知活動については、2005年に実施された「BSEのリスク評価法」に関する研修（ビデオ講義）がある。同研修は、各州の衛生規制局の担当官を対象に3回実施され、20の州から合計517名が参加した。

3.3.3 関係者に対する研修の有無

ある場合、その開始時期、場所、研修に用いられる資料の種類（説明書、裏付け文書、その他の教材）について

1994年から2000年にかけて、外来動物疾患に関する研修とフォローアップ研修でBSEについての講義が行われ、又さまざまな会合やフォーラムでもBSEの診断に関する講習が実施された。これらの記録については、2000年2月2日付の情報メモを参照のこと（付属文書3.2.4.1 a）。

2000年から2003年にかけてCPAが実施した研修は、以下の4つの講習に大別できる。

「BSEサーベイランス」に関するワークショップ：31回、参加者930名
「BSEサーベイランスとリスク分析」に関するワークショップ：1回、参加者26名
「主要外来動物疾患の識別」に関する講習：39回、参加者2,339名
「主要外来動物疾患、緊急時の体制及び計画」に関する講習（シミュレーションソフト AUTOSIM-1 使用）：3回、参加者335名
（付属文書3.2.4.1 b）。

2004年からBSEサーベイランスが強化された。取り組むべき課題として、BSE検出・届出の認知普及の強化が計画され、このために、以下の講習が実施された（付属文書3.2.4.1 c）。

・「BSEサーベイランス」に関するワークショップ：これは、BSEサーベイランスプログラムの周知を目的としている。と畜場に勤務し、反すう動物調査活動にたずさわる獣医師に研修を行い、ワークショップ終了時には参加者が、BSEの主要症状、診断用サンプルの適切な採取方法、CPA研究所へのサンプル送付方法を認識することを目指している。

・「主要外来動物疾患識別」に関する講習：獣医学部と畜産学部の最終年度の後期学生を対象とし、学生の養成と、外来動物疾患(BSEを含む)の届出の促進を目的としている。

・「主要外来動物疾患、緊急時の体制と計画」に関する講習（シミュレーションソフトAUTOSIM-1使用）：これは、獣医および獣医関係者を対象とし、彼らが将来各州の「動物衛生緊急時対応グループ」（GEESA's）に参加する際に受ける研修の基礎を身につけさせることを目的としている。そのために、第1日目には主要な外来動物疾患についての講義、第2日目と第3日目には緊急時計画を実行するためのシミュレーション訓練を行う。

上記研修に加え、CPAは以下の者に対し、外来動物疾患の重大性、予防、管理、および撲滅に関する研修を行っている。

- ・港湾、空港および国境の検査官
- ・移動管理地点および集積施設の検査官
- ・獣医官、民間の獣医師、動物園の責任者

さらに、一般市民、牧畜業者、産業界、民間および各州政府の家畜生産関係者、ならびに他省庁向けポスター、ちらし、マニュアル、三つ折パンフレット、および小冊子などの普及資料がある（付属文書3.3.3 a）。

a) BSE、羊・山羊のスクレイピーに関する四つ折パンフレット

b) 1998年のカレンダー

c) 「BSEのサンプル採取のためのマニュアル」

d) 2000年のカレンダー

e) BSEに関する四つ折パンフレット：「BSE：わが国の牧畜への脅威」

f) パンフレット：「反すう動物由来の肉骨粉：狂牛病（BSE）のリスク要因」

g) 小冊子：「BSE及びスクレイピーの予防に関するメキシコ公式規定(NOM)を理解するためのやさしい手引き」

h) 小冊子：「BSE及びスクレイピーの予防のための『くず肉の加工及びくず肉の飼料への使用に関するNOM(メキシコ公式規定)』を理解するためのやさしい手引き」

i) 三つ折パンフレット：「狂牛病にご注意ください」

j) 三つ折パンフレット：「公式規定を読んで、家畜の神経障害を防ごう」（BSEおよびスクレイピーの予防のための、くず肉の加工及びくず肉の飼料への使用に関する啓発パンフレット）

k) コース：BSEの予防のための認知促進広報と研修に関するワークショップ（メキシコ市連邦区において2004年6月15日から17日まで実施）

l) 2007年のカレンダー

m) BSEのサンプル送付のための書式

n) サンプル採取のためのマニュアル（第一版）

- o) と畜場検査獣医官向けのサンプル採取のためのマニュアル（第二版）
- P) 生産者、と畜場の獣医検査官、州委員会の獣医向けのBSE三つ折りパンフレット
- q) ポスター：「BSE診断のためのサンプル特性」（BSEのためのサンプル採取を担当すると畜場の従業員および農場の獣医向け）
- r) ポスター：「歯列による牛の月齢判定のための指針」（と畜場従業員および畜産農場の臨床獣医師向け）
- s) ポスター：「BSE」（生産者向け）
- t) ポスター：「スクレイパー」（生産者、家畜生産農場の畜産獣医師、各委員会所属の獣医官向け）
- u) シカの消耗性慢性疾患に関する資料：ANGADIAメキシコグループ（在来種野生動植物資源を持続可能な方法で保全・管理・利用することを目指す土地所有者や共有地所有者の組織）および環境天然資源省（SEMARNAT）向け
- v) 研修資料：レンダリング施設査察官（NOM-060-ZOO-1999に基づく）養成研修：SAGARPA公認資格取得を希望する獣医師を対象とした理論と実践コース（メキシコ市連邦区で2004年7月6日から9日まで実施）
- w) 連邦検疫リスク予防委員会は、以下の普及資料を、色刷り・プラスチックコーティングで3,000部作成し、全国のと畜場に配布（付属文書2.1.3 b、配布リスト）
 - ポスター「歯列による牛の月齢判定のための指針」
 - ポスター「BSEの診断のためのサンプル特性」
 - 「BSEのサンプル採取のためのマニュアル」（第3版）
 - BSEの三つ折りパンフレット

3.3.4 BSE が確認された場合の対応

CPAは動物衛生局（DGSA）を通じ、外来動物疾患の緊急時計画を作成し、継続的に更新している。緊急時計画は最初2000年に作成されたが、BSEに関する科学的知見の進展に応じ、その後2004年と2007年に更新された（付属文書3.2.1.1 i）。当該計画は、BSEを管理し、緊急時には、メキシコにおけるBSEを撲滅するためのものである。本計画には、国の研究所がBSE疑い例を確認した場合にとるべき行動が記載されており、その際には連邦動物衛生法の規定に基づき国家動物衛生緊急時対応班(DINESA)が始動する。連邦動物衛生法には、全国レベルでの予防、疫学サーベイランス、診断（臨床及びラボ検査）、状況判断、リスク評価、検疫、動物・動物製品・動物副産物の移動管理、と殺、衛生上の除去、洗浄・消毒、畜舎の衛生に関する戦略と行動が規定されている。

検査施設でBSE感染が確認された場合、できるだけ早くBSEを撲滅するため、以下の措置が講じられる。

- －リスク動物に重点を置いた総合管理計画を作成し、撲滅プログラムの効果の最大化を図る。
- －臨床症状のある、あるいは同等のリスクのある動物を全て殺処分する。
- －感染動物の出た農場で動物の飼養を停止する（complete depopulation）。
- －感染農場及び感染が疑われる農場を隔離する。
- －感染範囲を特定するための捜査及びサーベイランスを実施すると共に、BSE清浄のステータスを回復するための証拠を準備する。
- －BSEが疑われる牛と同じ飼料を摂取しBSEに感染した可能性がある牛を特定するため、リスク評価を実施する。
- －BSE撲滅後に、農場で動物の飼養を再開する（repopulation）。
- －牧畜業界と地域社会の協調を促進するため情報提供活動を行う。

感染が発生した場合、CPAが国家動物衛生緊急時対応班（DINESA）を通じ、発生州の管理措置を実施する。それらの措置は、管理・撲滅の原則及び感染・疫学情報に基づいて決定される。

3.4 BSEが疑われるすべての牛の調査及び届出義務

3.4.1 BSEが正式に法定伝染病に指定された日付

1994年にCPAは、BSEが疑われる牛の届出促進活動を開始した。これには、三つ折りパンフレット、カレンダー、専門誌への差し込みなどの様々な普及資料、食品衛生安全品質管理局（SENASICA）のホームページが利用されている。この活動により、神経症状が疑われる牛の届出が促進された。（届出受理後は、外来動物疾患一般に対する手続きが採られる。）

3.4.2 届出義務のあるBSEが疑われる牛の基準に関する説明と、その設定の経緯について

日付	定義
1996年末	神経症状のある3歳以上の牛、及び原因不明の死亡牛（付属文書3.4.2.a）
2000年	神経症状のある全ての牛（付属文書3.4.2.b） 推定2歳以上の、輸入牛、その後代、及び輸入肉骨粉を給餌されたことのある牛（輸入牛を含む）の後代
2003年	と畜場における生前検査でBSEが疑われる症状が見られた30ヵ月齢を超える牛、歩行困難牛、緊急と殺牛、死廃牛、枝肉や内臓が検査不合格とされた牛、生産農場で原因不明で死亡した牛、BSE様の神経症状を呈する牛 と畜場においてBSEが疑われる症状： －削瘦牛／全体的な健康不良 －過度の不安／怯え／騒音に対する興奮あるいは過敏反応 －手や繊細な物で触れた場合（特に乳房や首）の過敏症／全身及び筋肉の震え －神経質／攻撃性：後足に軽く触れたり、背後から近づいたときに蹴る －扉・ゲート及び柵壁に対する躊躇 生産農場においてBSEが疑われる症状（付属文書3.4.2.c） －行動異常：攻撃性、神経質、牛群内での孤立、扉・ゲート及び柵壁に対する躊躇、眼を大きく見開いた常時警戒状態など －歩行異常：歩行困難、後部四肢の運動減退、横たわった状態からの起立困難、または方向転換時のつまづき、歩行時のふらつき、歩幅の縮小など －感覚異常：接触・騒音・光に対する過敏、筋肉の震えなど

3.4.3 届出義務の推進策（届出を確実に履行する／義務付けるための措置）及びBSEが疑われる牛を報告しなかった場合の罰則の概要について、その設定の経緯を含む説明

メキシコには、外来疾患の疑いがある場合に、届出を促し、受領し、対応するシステムがある。1994年9月21日に外来疾患のリストを作成するという決議が連邦官報に公表された。これは1999年と2007年に改正されている（付属文書3.4.3.a, 3.4.3.b, 3.4.3.c）。この決議は、国の動物衛生当局に届出義務のある動物疾患のグループ及び特性を定めたもので、BSEはグループ1に分類されている。このグループに入るのは、メキシコ国内には存在しない疾患で、急速に伝播し、動物集団への経済的影響や国民への健康リスクがあるために、動物衛生当局の出先機関に直ちに届け出る義務があるとされる外来疾患である。当該決議第5条に届出義務が記載されており、届出を行わなかった場合は、連邦動物衛生法（付属文書1.1.1.c）及び全国疫学サーベイランスシステムに関するメキシコ公式規定NOM-046-ZOO-1995（付属文書3.2.1.2.e）の改正規定、ならびに連邦刑法典の第253条及び第254条に従って制裁を受けるものとする。

BSEが届出義務のある疾患リストに含まれたのは1994年であるが、メキシコには狂犬病への懸念があるため、牛の神経症例は定期的に当局に報告されており、農村ではこれらの動物を殺処分している。狂犬病は、宿主（ナミチスイコウモリ）の存在する熱帯および亜熱帯地域の風土病となっている（付属文書3.4.3.d）。

また、1997年2月19日に公表された改正NOM-046-ZOO-1995（家畜疫学サーベイランスシステムに関するメキシコ公式規定）では、以下の者／機関に届出義務を定めている。

- －届出当事者
- －公認、民間の畜産獣医師
- －診断施設
- －各農村開発区（DDR）
- －農牧農村開発漁業食料省（SAGARPA）出先機関
- －動物衛生局（DGSA）の様々な専門部署
- －港湾、空港、国境、ならびに国内の動物及び動物製品の移動管理地点
- －各州政府
- －各州の獣医師会、および専門家協会
- －一般と畜場、および連邦検査適合型（TIF）施設
- －公認機関
- －一般市民

届出義務を徹底させるため、継続的な研修プログラムが実施されている。これは、疫学サーベイランスの関係者に、各自の責任を自覚させ、責任を果たさせると同時に、協力の重要性を認識させることを目的としている。本研修プログラムは1997年第二半期に、疫学サーベイランスに係わる公共機関及び民間の専門家を対象に開始され、SAGARPA出先機関、各州政府、豚・家畜畜産協会、動物衛生診断施設及び動物園の責任者、各州の動物衛生緊急時対応グループ（GEESA）、州畜産保護振興委員会、牛結核病・ブルセラ病撲滅全国キャンペーンの調整事務所の獣医師が参加している（付属文書3.4.3.e）。

また、2007年7月25日に公布された連邦動物衛生法（付属文書1.1.1.c）の第161条「疫学サーベイランス及びリスク分析」において、届出義務の遵守監視のため全国疫学サーベイランスシステムに適用される措置をSAGARPAが決定・策定することが定められた。遵守監視の対象は、届出義務のある感染性疾患、外来疾患、国内病ならびに中毒が疑われる又は確認された場合に直ちに報告するよう当法令で定められている全ての畜産関係者である。

また公認獣医は、キャンペーンの対象となっている疾患（特に狂犬病）及び外来疾患が疑われる又は確認された場合、特にBSE疑い例を、SAGARPA当局に届け出る義務がある。

CPAの調整事務所及び動物衛生プログラムの本部は、BSEが疑われる又は確認された場合の行動を調整する責任機関である。

3.4.4 BSE が疑われる牛の調査方法の手順書および陽性結果の追跡調査について

1968年に、国立農牧林業研究所（INIFAP）と国連食糧農業機関（FAO）の連携により、牛の麻痺性狂犬病に関するプロジェクトが開始された。このプロジェクトでは、獣疫学、感染因子及び宿主の調査に重点がおかれた。当該疾病の撲滅キャンペーンは、1972年以来メキシコで、定期的・計画的に実施されている。撲滅対策として、診断、ワクチン接種、吸血コウモリの集団の管理が行われている。他方、疑い例の全てが、撲滅措置を直ちに講じられるよう報告されているかどうか、監査されている（付属文書3.2.1.1 e）。

1994年にCPAは、BSEが疑われる牛の届出促進活動を開始した。これには、三つ折りパンフレット、カレンダー、専門誌への差し込みなどの様々な普及資料、食品衛生安全品質管理局（SENASICA）のホームページが利用されている。この活動により、神経症状が疑われる牛の届出が促進された。（届出受理後は、外来動物疾患一般に対する手続きが採られる。）

届出は、主に電話（電子メールも可）で直接、CPA（あるいは動物衛生局（DGSA）疫学サーベイランス部）の地域調整事務所や本部になされる。（付属文書3.2.1.1 f）。

届出を受けると、生産農場を誰が訪問するかを決定する。次に生産農場で状況を聞き、疾患届出用紙SIVE 02（付属文書3.2.1.1 g）あるいは、神経症状を呈している場合にはBSEサーベイランス用の届出用紙 CPA-ST-F-048（付属文書3.2.1.1 h）を回収する。必要に応じ、生体サンプルを採取し、BSE疑い例への対処の仕方について助言を行う。採取した生体サンプルはCPAの検査施設に送付され、外来動物疾患かどうか診断される。

これまでメキシコではBSE症例は検出されていないが、検出された場合には、国家動物衛生緊急時対応班（DINESA）が、BSE緊急事対応マニュアル（付属文書3.2.1.1 i）に基づき活動を開始する。サンプルがウエスタンブロット法による2次検査でも陽性であった場合には、緊急措置が講じられる（付属文書3.2.1.1 j）。

3.4.5 調査対象に該当する個体を報告した場合の補償の有無 ある場合は開始時期とその補償金額

・ BSE が疑われる牛

2007年11月末に、BSEが疑われる症例の届出に対し報償を与える暫定プログラムが導入された。報償の対象となるのは、30カ月齢を超える、行動・歩行・感覚異常のある牛、すなわち、神経質、攻撃性、扉・ゲート及び柵壁に対する躊躇、接触・光・音への過敏反応による歩行困難、筋肉の震え、常時警戒状態、歩行不能、横臥状態などの症状を呈する牛である(付属文書3.4.5aおよび3.4.5b)。

・ BSE に関連して殺処分された牛

SAGARPAは、以下のような緊急事態に直ちに対処するため、各州、連邦区(メキシコシティ)、地方自治体、協力団体、関係者との間で基金の設立について取り決め、決定することができる(付属文書1.1.1c)。

- －国内の家畜を脅かす外来疾患(届出義務のある疾患、すでに根絶されたか未知の疾患、国内に現存しない疾患)の発生
- －動物由来製品の汚染(基準値超過、禁止物質の混入、消費者や動物に有害な微生物汚染)

国内で外来動物疾患が発生した場合には、当該農場の家畜の処分費用をSAGARPAが負担する。

・ 歩行困難牛

2007年11月末に、BSEが疑われる症例の届出に対し報償を与える暫定プログラムが導入された。報償の対象となるのは、30カ月齢を超える、行動・歩行・感覚異常のある牛、すなわち、神経質、攻撃性、扉・ゲート及び柵壁に対する躊躇、接触・光・音への過敏反応による歩行困難、筋肉の震え、常時警戒状態、歩行不能、横臥状態などの症状を呈する牛である(付属文書3.4.5aおよび3.4.5b)。

・ その他

2008年から新たなプログラムが開始され、と畜場の係留期間に生じた枝肉の重量損失に対する補償、及びBSEが疑われる牛の頭部及び内臓が回収された場合の補償が実施される予定である。

II 牛肉及び牛の内臓のリスク評価に必要な情報

1 と畜対象

1.1 トレーサビリティ

1.1.1 個体識別規制の概要及び規則（法令）

BSE 関連規則について以下を明記。規則（法令）の原文を添付すること

(1) 施行及び改正時期ならびにその内容（規制の変更があった場合はその都度記載する）

時期	規制の内容
1990年4月1日	－自発的なトレーサビリティシステムの導入
2000年6月30日	－輸入牛に限定した義務的トレーサビリティ
2003年	<p>SINIIGA（全国家畜個体識別システム）は、家畜の誕生から死亡までの追跡を可能とする家畜個体識別システムである（付属文書3.2.3.e）。</p> <p>家畜個体識別は、1頭の牛に唯一の識別コードを割り当て、生涯に渡り識別するものである。識別コードには、州、市町村、農場及び家畜を特定する番号が含まれている。</p> <p>識別コードは、以下の2つの識別手段に使用されている：</p> <p>物理的識別用には、ボタン型電子耳標及び札型耳標の2種の耳標がある。札型耳標には、識別コード及びバーコードが不滅インクで印字されている。</p> <p>情報処理用には、牛のIDカードがある。このIDカードには、セントラルデータベースに収められている基本情報が記録されている。</p>

(2) 罰則規定

2007年7月25日（水）付け官報に公表された、連邦動物衛生法に規定する制裁措置は以下のとおり。

農業牧畜水産食糧農村開発省(SAGARPA)は、事情聴取を行った上で、以下の5種類の制裁を定めている：

1. 一時的閉鎖
2. 完全閉鎖
3. 登録、認証、承認、認可、認諾、または許可の一時的な停止
4. 認諾、認証、承認、認可、登録、もしくは許可の廃止または取消し
5. 罰金

農業牧畜水産食糧農村開発省（SAGARPA）は、過失の重大性および違反者の経済状況を考慮に入れて、以下の条項の表に従って罰金を科すものとする。

A. 最低賃金の20～1,000日分

B. 最低賃金の1,000～10,000日分

- C. 最低賃金の10,000～50,000日分
- D. 最低賃金の50,000～100,000日分

上記条項の最低賃金には、違反行為を犯した時点において連邦区（メキシコシティ）で有効な一般最低賃金が適用される。

1.1.2 個体識別のための登録項目（例：農場名、生年月日、耳標番号、移動情報、飼料給与履歴等）

- ・所有者名
- ・農場名
- ・個体の品種、性別、生年月日、血筋、交配など
- ・個体の生産農場への移動情報「出・入」及び移動理由
- ・と畜または死亡に関する情報

1.1.3 個体識別規制の実施主体及び遵守状況

(1)実施主体

農業牧畜水産食糧農村開発省（SAGARPA）の畜産調整局が、全国牧畜業者連盟と連携して、全国家畜個体識別システム（SINIIGA）を運営している。

全国家畜個体識別システム（SINIIGA）は、家畜生産性促進事業（PROGAN）の一部として2003年に導入されたものだが、メキシコにおける本システムの実施は、家畜関連情報（在庫、生産データ、遺伝子データ、乳管理データ、衛生データなど）の登録に不可欠な手段として、中期的に見て、国の牧畜業全体を利するものとなろう。また本システムは、牧畜業の経済発展に寄与する信頼性の高いトレーサビリティデータを提供するものである。

(2)個体識別により月齢確認可能な牛の全飼育頭数に対する割合

全国家畜個体識別システム（SINIIGA）の第一段階で考慮された母集団、つまり家畜生産性促進事業（PROGAN）の受益対象集団は、家畜生産農場（UPP）125,336カ所の繁殖雌牛4,263,894頭である。その内の94.84%に当たる4,044,015頭が個体識別されている（登録されたUPPの繁殖雌牛を100%とした場合）。残りの耳標のない（個別識別されていない）219,879頭については、種々の理由が挙げられるが、主に、所有者がもともと報告した数より少ない動物しか所有していなかった、家畜のいないUPPがあった、家畜を売却したなどである。

上記の個体識別された牛の数は、2005年の家畜数調査に基づいて推定された牛の総数30,989,968頭の14%に相当するが、この14%は繁殖雌牛に相当することを考慮しなければならない。

(3)遵守状況確認の方法

全国家畜個体識別システム（SINIIGA）を運営するために、全国オペレーションセンター（CON）が設置されている。CONの役割は、全国で実施される様々な業務（事業資金管理、耳標の装着、IDカードへの入力、全国情報取得システムによるインターネットでの情報取得など）の調整を行うことである。またCONには、中央データバンク（BCI）があり、ここには、国内で識別された家畜の全てのデータ（所有者、移動情報、衛生状態など）が集められることになっている。情報取得システムを十分機能させるために、必要な機器を整備した情報処理室にセントラルサーバを設置し、2,048Kbpsのインターネット回線を接続契約し、同速度での情報の送受信を可能にするとともに、システム障害を極力回避している。

またCONには、耳標再装着センターが併設されており、そこでは、識別した動物が耳標を紛失した場合に、耳標の再装着を行っている。それと同時に、家畜生産性促進事業（PROGAN）の対象となっている未だ識別されていない家畜を可能な限り迅速に識別するため、またPROGANの受益者ではないがSINIIGAへの加入を希望する牧畜業者のために、要請された少量の耳標の注文にも応じるよう努めている。また、耳標のレーザー印字装置及び、耳標の注文・保管・発送を処理するコンピューターを装備し、これらの業務を行う専門技術者も配置している。

農場での業務は、地域オペレーションセンター（COR）及び現地オペレーション・センター（COL）を通じて実施される。COR及びCOLは、PROGANの受益者数及び繁殖雌牛の確認数に応じて各州に配置されている。業務遂行のため現在までに、37の地域畜産組合及び2つの家畜生産登録協会と業務提携契約を結んでおり、管轄地域のSINIIGA運営事務所の整備、耳標の装着技術者の雇用、情報取得、運営のための資金が支給されている。なお、家畜生産促進事業（PROGAN）に登録されているが家畜数が少ない州については、全国オペレーション・センター（CON）が直接対応している。

(4)確認結果（違反事例（内容）及び違反への対応）

1.1.4 個体識別以外の方法による月齢確認方法

(1)月齢確認方法

メキシコには多様な目的に応じ、さまざまな家畜識別システムがある。家畜登録や家畜個体識別（耳標、焼印など）に加え、2005年に、「歯列による牛の月齢判定のための指針」が作成され、と畜場の検査官は容易に動物の年齢確認ができるようになった(付属文書3.2.3.a)。また、疫学サーベイランス研修では、この指針の利用法についての講義が行われ、研修参加者に配布された資料の中にもこの指針が含まれている（付属文書3.2.3 b及び3.2.3.c）。この（歯列による）年齢判定はまた、反すう動物の結核病感染状況を調査する認定獣医によって、家畜生産農場でも活用されている。さらに、「BSEのサンプル採取のためのマニュアル」の第3版（2007年）には、牛年齢の推定方法についての章も設けられている（付属文書3.2.3 d）。

「全国家畜個体識別システム」（SINIIGA）が、2003年より段階的に実施されているが、このシステムに個体が登録されている場合は、出生時より年齢を特定することが可能である。2005年以来米国からの輸入動物にはこのシステムへの登録が義務付けられており、個体のトレーサビリティおよび年齢の特定を可能にしている（付属文書1.1.4.e）。

(2)それらの方法ごとに確認される牛の全飼育頭数に対する割合

一般と畜場および市営と畜場に関しては、いずれかの方法で月齢確認された牛は1%に満たない。

1.2 と畜頭数

月齢・区分ごとのと畜頭数

年	年齢	BSEが疑われる牛	30カ月齢超の健康と畜牛	その他	合計
1997年*	2<x<=4	6	これらの年のデータは存在しない。	これらの年のデータは存在しない。	
	4<x<=7	12			
	7<x<=9	6			
	x>9	1			
1998年*	2<x<=4	4			
	4<x<=7	26			
	7<x<=9	5			
	x>9	1			
1999年*	2<x<=4	1			
	4<x<=7	6			
	7<x<=9	0			
	x>9	0			
2000年*	2<x<=4	26			
	4<x<=7	2			
	7<x<=9	0			
	x>9	0			
2001年*	2<x<=4	8			
	4<x<=7	1			
	7<x<=9				
	x>9				
2002年*	2<x<=4	6			
	4<x<=7	5			
	7<x<=9	5			
	x>9	0			
2003年*	2<x<=4	4	(さまざまな年齢の牛がと畜されている)		1,204,068頭
	4<x<=7	2			
	7<x<=9	0			
	x>9	0			
2004年**	2<x<=4	34	(さまざまな年齢の牛がと畜されている)		1,604,127頭
	4<x<=7	53			
	7<x<=9	11			
	x>9	4			
2005年**	2<x<=4	102	(さまざまな年齢の牛がと畜されている)		1,684,590頭
	4<x<=7	46			
	7<x<=9	10			
	x>9	1			
2006年**	2<x<=4	95	(さまざまな年齢の牛がと畜されている)		1,794,374頭
	4<x<=7	17			
	7<x<=9	3			
	x>9	2			

2007年** (10月)	2<x<=4	42	(さまざま年齢の牛がと畜されている)		1,605,442頭
	4<x<=7	266			
	7<x<=9	110			
	x>9	7			

*と畜場で採取されたものに限らず、全ての神経障害を含む。

**と畜場で採取された神経障害の疑いのあるサンプルのみ。

2 と畜場

2.1 と畜場の概要

2.1.1 と畜場に関する規制の概要

BSE 関連規則について以下を記載。規則（法令）の原文を添付すること。

(1) 施行及び改正時期ならびにその内容（規制の変更があった場合はその都度記載する）

時期	規制の内容
2005年2月18日付 通達による	<ul style="list-style-type: none"> －機械回収肉（MRM）の禁止 －被覆ピストン型ピストル（圧縮空気スタンガン）の禁止

(2) 罰則規定

2007年7月25日（水）付け官報に公表された、連邦動物衛生法に規定する制裁措置は以下のとおり。

農業牧畜水産食糧農村開発省(SAGARPA)は、事情聴取を行った上で、以下の5種類の制裁を定めている：

1. 一時的閉鎖
2. 完全閉鎖
3. 登録、認証、承認、認可、認諾、または許可の一時的な停止
4. 認諾、認証、承認、認可、登録、もしくは許可の廃止または取消し
5. 罰金

農業牧畜水産食料農村開発省は、過失の重大性および違反者の経済状況を考慮に入れて、以下の条項の表に従って罰金を科すものとする。

- A. 最低賃金の20～1,000日分
- B. 最低賃金の1,000～10,000日分
- C. 最低賃金の10,000～50,000日分
- D. 最低賃金の50,000～100,000日分

上記条項の最低賃金には、違反行為を犯した時点において連邦区（メキシコシティ）での有効な一般最低賃金が適用される。

2.1.2 規制の実施主体及び規制実施後の遵守状況（違反の有無／ある場合はその内容・対応）

農業牧畜水産食糧農村開発省（SAGARPA）食品衛生安全品質管理局（SENASICA）

2.1.3 規模別と畜場数

(2007年現在)

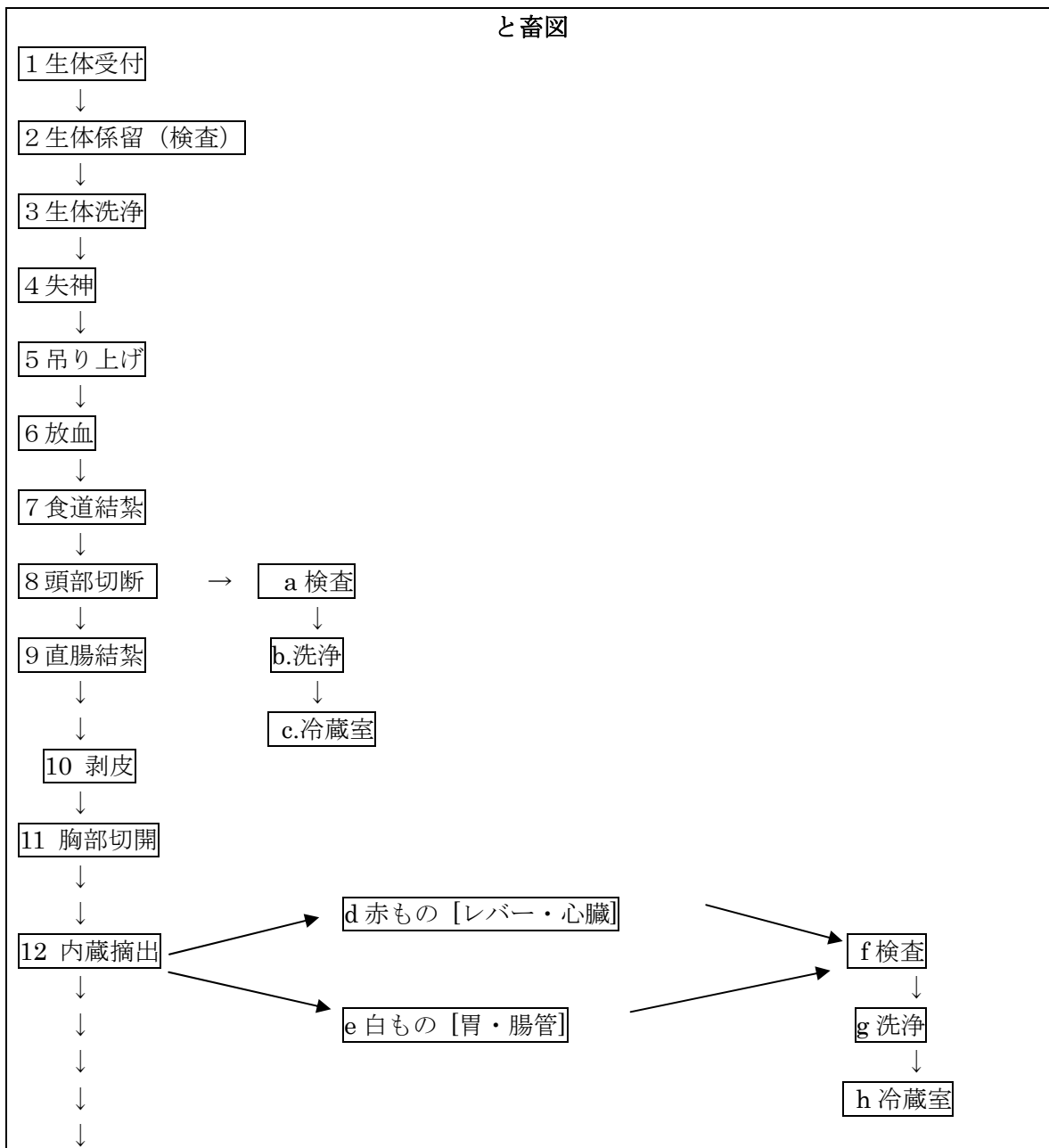
	全数	規模(1日当たりと畜頭数)			シフト数(1日当たり)		
		~100	101~500	501~	1	2	3~
と畜場数	54	6	42	6			
と畜頭数	10月まで 1,538,194頭						

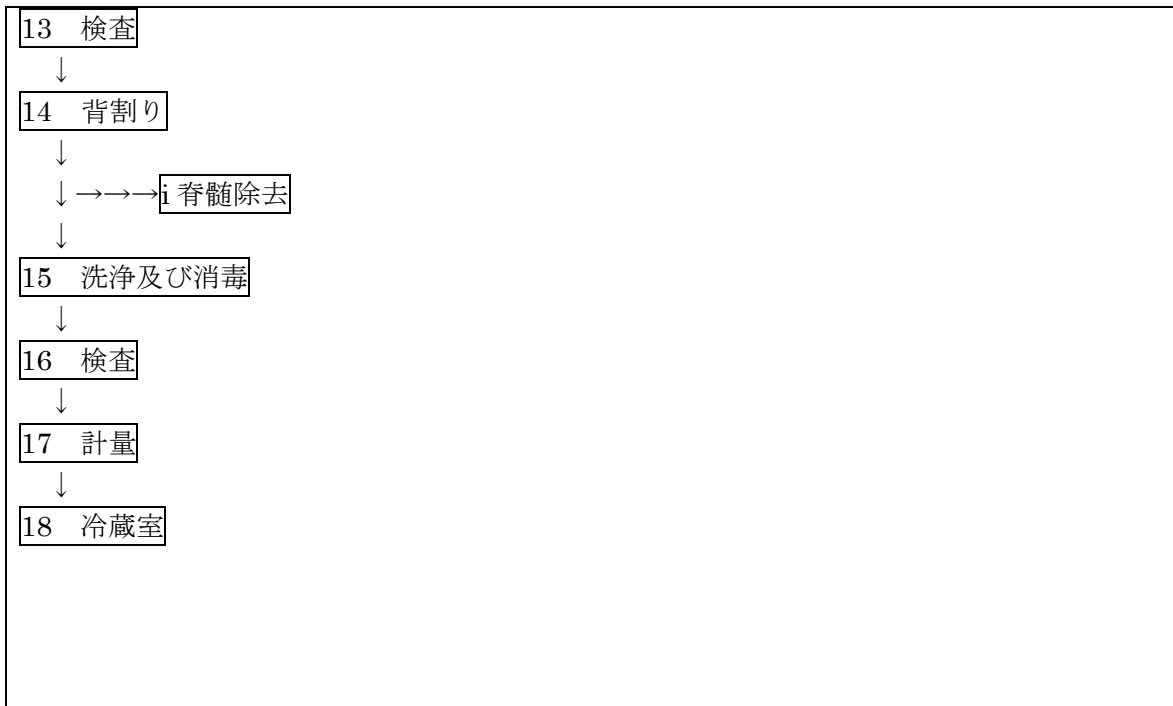
2.2 と畜処理の概要

2.2.1 と畜場におけると畜・解体処理作業の一般的なフローチャート

図を作成

処理の図表





2.2.2 食肉検査官・獣医官について

(1)と畜場における食肉検査官・獣医官の数

(2007年現在)

食肉検査官の数	州の監督官29名 と畜場の検査官222名 連邦検査適合型（TIF）施設に配属された職員
獣医官の数	

(2)食肉検査官・獣医官の資格

<p>(食肉検査官)</p> <p>州の監督官</p> <p>連邦検査適合型（TIF）施設に適用される法規、および輸出国が遵守を要求する法規に関する知識</p> <p>業務：TIF施設の常勤獣医官の調整</p>
<p>(獣医官)</p> <p>(獣医師免許取得に加えて、必要とされる資格および技能等について記載。)</p> <p>業務：食肉製品及び施設の設備の検査</p> <p>TIF施設に適用される法規、衛生標準作業手順（SSOP）、危害分析重要管理点監視方式（HACCP）、ならびに国際的な法規に関する知識</p>

(3)食肉検査官・獣医官の役割、権限

(食肉検査官)

(獣医官)

と畜前及びと畜後の検査を実施する。

TIF支援プログラム（※訳注：TIFの要件を満たす生産者を支援するプログラム）の対象となる動物を特定する。

と畜工程において動物を点検する、あるいは施設の獣医官と調整して点検する。

担当施設の操業中は常に、TIF施設に対する全ての規定及び基準の遵守を徹底させる。

動物あるいはと畜工程の異常を全て届け出る。妥当と判断される場合には、と畜工程を停止する権限を有する。

日別と畜実績を記録する。TIF支援プログラムの受益者別にと畜動物の報告書を作成する。

州監督官にTIF支援プログラムの報告書を送付し、承認の署名を得る。

(4)と畜検査の概要及び作業の各段階における食肉検査官・獣医官の配置状況

獣医官は、と畜前及びと畜後の検査を実施し、畜製品の安全性を保証する。検査官は、TIF 適格と認定された各施設のと畜量及び輸出量に応じて配置されている。

(5)食肉検査官・獣医官の教育、訓練体制

(BSE 関連のプログラムの内容、実施時期について明記)

(食肉検査官)

(獣医官)

獣医官は、「3.2.4.1 検査材料採取手法」に記載したように、認知プログラムに参加している。

2.3 と畜前検査

2.3.1 と畜前検査の概要

(1)と畜前検査に関連する文書を添付

1. 移動に関する動物衛生証明書
2. 畜産獣医師（MVZ）が実施したと畜前検査の証明書または検査記録

(2)と畜前検査におけるハイリスク牛の定義及び診断基準

関連文書を添付

BSEサーベイランスに関する講習において、検査獣医官に対し、BSEが疑われる牛の検出は、牛が搬入車から降りるときから、と畜場係留中に行われることが説明される。その際に点検される症状は以下のとおりである：削瘦／全体的な健康不良、過度の不安／怯え／騒音に対する興奮あるいは過敏反応、手や繊細な物で触れた場合（特に乳房や首）の過敏症／全身及び筋肉の震え、神経質／攻撃性（後足に軽く触れたり、背後から近づいたときに蹴る）、扉・ゲート及び柵壁に対する躊躇。

BSEが疑われる牛のと畜は、と畜作業の一番最後に行わなければならない。サンプル採取に使用した器具は次回の使用に備え殺菌しなければならない。歩行困難牛の場合には、と畜ラインに入れてはならない。

関連情報は、第I部第3章「BSEサーベイランス」の添付文書を参照のこと。

2.4 と畜場での BSE 検査

●と畜場で BSE 検査を実施しているか？

○□はい →以下 2.4.1 BSE 検査実施要領へ／□いいえ →2.5 スタンニング方法へ

2.4.1 BSE 検査実施要領

と畜場における検査材料採取要領

「3.2.4.1.検査材料採取手法」に記載した方法でサンプリングを実施。

2.4.2 と畜場における牛の月齢の確認方法

関連文書を添付

「3.2.3.牛の年齢の特定方法」に記載した方法を実施。

●と畜場での BSE 検査方法は、サーベイランスに用いている BSE 検査方法と同一か？

○□はい →2.4.4 検査結果へ/ いいえ →以下 2.4.3 検査方法へ

2.4.3 検査方法（関連文書を添付）

と畜場で使用されている検査方法（一次検査、確認検査）

一次検査及び確認検査手法として承認されている検査キットがあれば明記する

と畜場で使用されている方法は、第 I 部第3章「BSEサーベイランス」に記載している方法である。

確認検査方法

第 I 部第3章「BSEサーベイランス」に記載している検査方法である。

2.4.4 BSE 検査結果

と畜場における 1986 年以降の月齢、区分別の検査頭数

	BSE が疑われる牛		30 カ月齢超の健康と畜牛		その他の牛 (廃用牛、解体後検査不合格牛、歩行困難牛、緊急と畜牛)		全数	
	Negative	Positive	Negative	Positive	Negative	Positive	Negative	Positive
1986								
1987								
1988								
1989								
1990								
1991								
1992								
1993								
1994								
1995								
1996								
1997	25	0	41	0	13	0	79	0
1998	36	0	269	0	9	0	314	0
1999	7	0	152	0	2	0	161	0
2000	28	0	161	0	1	0	190	0
2001	9	0	296	0	0	0	305	0
2002	16	0	433	0	0	0	449	0
2003	6	0	458	0	0	0	464	0
2004	102	0	1,440	0	425	0	1,967	0
2005	95	0	2,008	0	1,307	0	3,410	0
2006	24	0	1,594	0	1,614	0	3,232	
2007	425	0	2,928	0	4,139	0	7,492	

1997年から2003年までのデータは、と畜場で採取されたものに限らず、すべての神経障害を含む。2004年から2007年までのデータは、と畜場で収集された神経障害が疑われるサンプルのみ。この表は2007年11月30日までの情報である。

2.5 スタンニングの方法

2.5.1 牛のスタンニング方法に関する規制の概要及び規則（法令）

（規制の変更があった場合はその都度記載する）

概要を記載し、関連文書を添付

スタンニングに関する規定は、NOM-033-0ZOO-1995「家畜および野生動物の人道的と畜」5.1.a)項および5.1.b)項に記載されており、以下のとおりである：

食用動物のと畜における人道的扱い

種別の失神方法及びと畜方法

5.1 牛

a) ヨーロッパ種の牛およびコブウシの仔牛の失神：（固定型）貫通式スタンニングボルトを使用しなければならない。「付帯条項A」（付則）に示すように、角の下部と目頭を結ぶ対角線が交わる点に、銃身を前頭骨に対し垂直に置いて発射する。

b) コブウシの成牛の失神：（固定型）貫通式スタンニングボルトを使用しなければならない。銃撃する箇所は首筋の後ろ2～3センチ下の中線で、銃身は「付帯条項B」（付則）に示すように、口腔に向ける。

（図）

「付帯条項 A」（付則）

ヨーロッパ種の牛およびコブウシの仔牛の、（固定型）スタンニングボルトによる失神
銃撃点

「付帯条項 B」（付則）

コブウシの成牛の、（固定型）スタンニングボルトによる失神

2.5.2 規制の実施主体及び規制実施後の遵守状況（違反の有無／ある場合はその内容・対応）

TIF施設の担当獣医官が、牛に対するスタンニングが適正に行われているかを監視する。

2.5.3 スタンニングに際してスタンガンを使用していると畜場数及び割合

(使用しているのであれば、弾丸が頭蓋腔内に進入するか否か)

(2007年現在)

スタンガンを使用していると畜場数 _____ 0 _____ 施設 (0 %)	弾丸が頭蓋腔内に進入するか否か	する_____ 施設 (%)
		しない_____ 施設 (%)
スタンガンを使用していないと畜場数 _____ 53 _____ 施設 (100 %)		

2.5.4 スタンニングに際して圧縮した空気又はガスを頭蓋腔内に注入する方法を用いている

と畜場数及び割合

(2007年現在)

圧縮した空気又はガスを頭蓋腔内に注入する方法を用いていると畜場数	(0 %)
圧縮した空気又はガスを頭蓋腔内に注入する方法を用いていないと畜場数	(53 %)

2.5.5 スタンニングに際してと畜ハンマーを使用していると畜場数及び割合 (2007年現在)

と畜ハンマーを使用していると畜場数	(0 %)
と畜ハンマーを使用していないと畜場数	(53 %)

2.5.4および2.5.5については、NOM-033-ZOO-1995「家畜および野生動物の人道的と畜」に従った、(固定型)スタンニングボルトによる牛のと畜のみを考慮している。このと畜方法はTIFと畜場で採用されている。

2.6 ピッシング

2.6.1 ピッシングに関する規制の概要及び規則 (法令) (規制の変更があった場合はその都度記載する)

概要を記載し、関連文書を添付

メキシコでは、首の急所(後頭部)を剣でついてと畜する方法やハンマーで頭部を強打してと畜する方法は認められていない。

2.6.2 規制の実施主体及び規制実施後の遵守状況 (違反の有無/ある場合はその内容・対応)

該当なし

2.6.3 ピッシングを行っている と畜場数及び割合

(2007年現在)

ピッシングを行っている と畜場数	(%)
ピッシングを行っていない と畜場数	(100%)

2.7 頭部（扁桃を含む。舌、ほほ肉を除く）、せき柱（背根神経節を含む）、せき髄、回腸遠位部の除去

2.7.1 解体処理について

以下の項目について、一般的に実施されている方法を記載。なお、法令等に基づく規制がある場合は、その概要及び規則（法令）、施設の遵守状況、関連文書を添付。

(1)背割り時に鋸の歯を洗浄しながらと体を切断し、せき髄片を回収しているか

鋸は殺菌装置に浸される。鋸に付着している可能性のある組織片を取り除くために、装置は温度82.5°Cに設定され、流水システムが採用されている。

(2)回収したせき髄片の処理状況

特定危険部位（SRM）専用の容器に入れ、作業終了後、と畜場からレンダーリング施設へ送られる。この手順は、米国および日本向けに輸出を認可された施設に適用されている。国内向けの施設の場合は、せき髄は食用の容器に入れ、国内消費用に洗浄され冷蔵される。

(3)背割り鋸は一頭ごとに十分洗浄消毒しているか

背割り鋸は一頭ごとに82.5°Cの熱湯につけ回転させて殺菌する。作業終了後は、背割り鋸を洗浄、消毒し、翌日の背割りに備え殺菌する。（最初の背割りです使った後は前述の手順で洗浄消毒が繰り返される。）殺菌装置は、水の滞留によって細菌が繁殖することのないよう、常時水が流れるシステムになっている。これに加え、施設で使用する水は塩素消毒されている。

(4)背割り後、せき柱中のせき髄を除去しているか

なお、除去している場合は、除去方法について記載

背割り後、と畜ライン全体で使用するものとは別の、せき髄除去のためだけに使用されるフック（手鉤）を使って脊髄を除去し、フックは一頭ごとに殺菌される。

(5)せき髄の除去後、高圧水により洗浄しているか

枝肉は、内側も外側も後部から前部に向け、塩素消毒された高圧水で洗浄している。

(6)と畜検査員が枝肉へのせき髄片の付着がないことを確認しているか

確認している。ただし、米国および日本向けに輸出を認可された施設のみで実施。

(7)背割りを行っていないと畜場数。その際の処理解体方法の内容

連邦検査適合格（TIF）施設では、前述した方法のみで解体を行っており、他の方法は実施されていない。

(8)背割りを正中線からずらすような指導を行っているか

連邦検査適合格（TIF）施設では、正中線に沿った背割りのみが行われており、他の方法は実施されていない。

(9)背割り前にせき髄吸引機等を用いた除去を行っているか

連邦検査適合型（TIF）施設では、吸引方法による脊髄の除去は実施されていない。

2.7.2 頭部（扁桃を含む。舌・ほほ肉を除く）、せき柱（背根神経節を含む）、せき髄、回腸遠位部の処理

以下の項目について、一般的に実施されている方法を記載。

なお、法令等に基づく規制がある場合、その概要及び規則（法令）、施設の遵守状況、関連文書を添付。

(1)頭部（扁桃を含む。舌・ほほ肉を除く）、せき柱（背根神経節を含む）、せき髄、回腸遠位部はと畜場内もしくはその他の場所で処理されているのか

特定危険部位（SRM）専用の容器に入れ、作業終了後、と畜場からレンダリング施設へ送られる。この手順は、米国および日本向けに輸出を認可された施設に適用されている。国内向けの施設の場合は、SRMは食用の容器に入れ、国内消費用に洗浄され冷蔵される。

(2)頭部（扁桃を含む。舌・ほほ肉を除く）、せき柱（背根神経節を含む）、せき髄、回腸遠位部はどのような方法で処理されているか

連邦検査適合型（TIF）施設の場合には、特定危険部位（SRM）は専用の容器に入れられ、作業終了後、メキシコ公式規定 NOM-008-ZOO-1994 の第 5.3.10 項に従いレンダリング施設に送られる。

2.8 衛生標準作業手順（SSOP）及び危害分析重要管理点方式（HACCP）に基づく管理

2.8.1 SSOP 及び HACCP に関する規制の概要及び規則（法令）

（規制の変更があった場合はその都度記載する）

概要を記載し、関連文書を添付

1. 衛生標準作業手順（SSOP）プログラム

SSOP評価のために、本プログラムで以下の事項が考慮されるよう提言されている。

- 適切な衛生及び殺菌を保証するため、施設で日々実施されている、作業前及び作業中の衛生手順
- 当該手順は、施設の設備に合致するものでなければならない
- 洗浄及び殺菌の各作業を担当する者の職務
- 各作業の実施方法と実施頻度
- SSOPを適用する製品
- 手順の点検方法
- 問題があった場合の是正措置
- 発見された問題とそれに対する是正措置を記録するための書式

- 規定された作業の履行を監視する者の職務及び/もしくは名前
- HACCP及びSSOPの法的根拠は、連邦動物衛生法の第三章「所轄当局」にある
- 第6条LXVI項、LXVIII項、及びLXX項

2.8.2 規制の実施主体及び規制実施後の遵守状況（違反の有無／ある場合はその内容・対応）

農業牧畜水産食糧農村開発省（SAGARPA）食品衛生安全品質管理局（SENASICA）

2.8.3 代表的な SSOP と HACCP の見本（BSE 対策に関する CCP を明記）

輸出向けのと畜場に限り、特定危険部位（SRM）の処理を禁止

2.8.4 と畜場における SSOP 及び HACCP 導入施設数及び割合 (2007 年現在)

	SSOP	HACCP
SSOP/HAPP を導入している と畜場数 TIF 施設は 448 カ所あるが、その内、牛のと畜は 53 件カ所のみで行われている。（本表に示した割合は、施設数 53 を母数としたものである）。	(100%)	(43.39%)
SSOP/HAPP を導入していないと畜場数	(0%)	(56.60%)

3 食肉処理場

3.1 食肉処理場の概要

3.1.1 食肉処理場に関する規制の概要

BSE 関連規則について以下を記載。規則（法令）の原文を添付すること。

(1) 施行及び改正時期ならびにその内容（規制の変更があった場合はその都度記載する）

時期	規制の内容
2005年2月18日付 通達 No.17 / 2005	特定危険部位（SRM）の除去 －30カ月齢以上の牛の脳、頭蓋、眼、三叉神経節、脊柱、脊髄、背根神経節、ならびに、全月齢の牛の扁桃および回腸の除去

(2) 罰則規定

2005年2月18日付通達No.17 / 2005

3.1.2 規制の実施主体及び規制実施後の遵守状況（違反の有無／ある場合はその内容・対応）

<p>農業牧畜水産食糧農村開発省（SAGARPA）食品衛生安全品質管理局（SENASICA）農産・養殖・水産食品安全局（DGIAAP）</p> <p>輸出向けの各TIF施設には、畜産獣医官が勤務しており、SSOP及びHACCPの遵守、ならびに違反行為の監視を監督している。</p>
--

3.1.3 規模別食肉処理場数

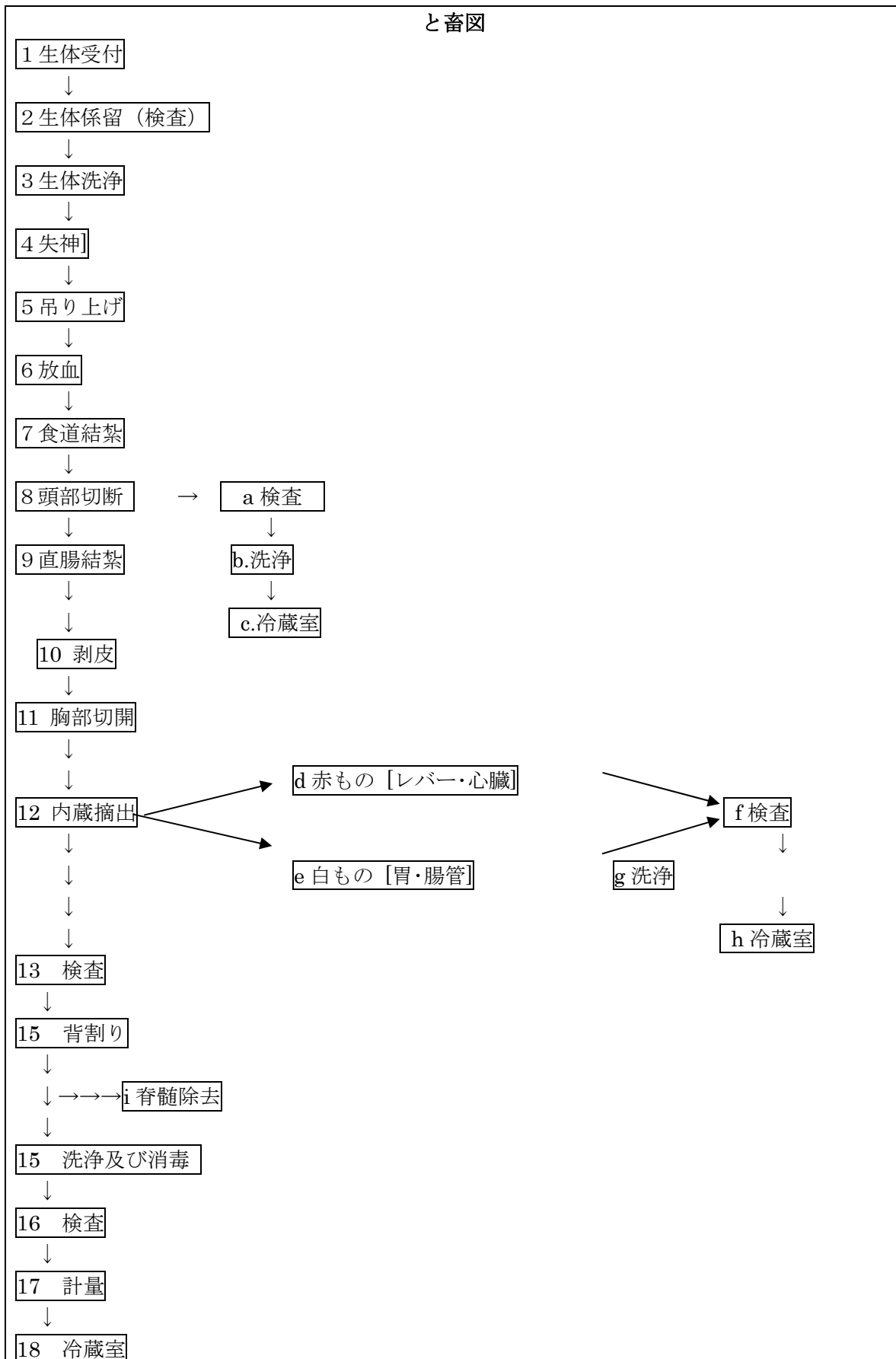
（2007年現在）

	全数	規模（1日当たりと畜頭数）			シフト数（1日当たり）		
		～100	101～500	501～	1	2	3～
食肉処理場数	54	6	42	6			
処理牛頭数	1,538,194 2007年10 月まで						

3.2 食肉処理の概要

3.2.1 食肉処理場における解体・食肉処理作業の一般的なフローチャート

図を作成



3.2.2 食肉検査官・獣医官について

(1)食肉処理場における食肉検査官・獣医官の数

(2007年現在)

食肉検査官の数	施設勤務の検査官数についてのデータなし
獣医官の数	198

(2)食肉検査官・獣医官の資格

(食肉検査官) 該当なし
(獣医官) (獣医師免許取得に加えて、必要とされる資格及び技能等について記載。) TIF施設に適用される規制、ならびにSSOP及びHACCPに関する知識を有していること。

(3)食肉検査官・獣医官の役割、権限

(食肉検査官)
(獣医官) 公印、公式文書（輸出許可証、保留及び回収の証明書）

(4)食肉検査の概要及び作業の各段階における食肉検査官・獣医官の配置状況

農業牧畜水産食糧農村開発省（SAGARPA）の Web ページにマニュアルが公表されている。
--

(5)食肉検査官・獣医官の教育、訓練体制

(BSE 関連のプログラムの内容、実施時期について明記)

(食肉検査官) 該当なし
(獣医官) と畜前検査に関するマニュアルが存在する。神経症状を呈した全ての動物はと畜ラインに移さない、など。

3.3 せき柱の取り扱い

以下の項目について、一般的に実施されている方法を記載。なお、法令等に基づく規制がある場合は、その概要及び規則（法令）、施設の遵守状況、関連文書を添付。

3.3.1 せき柱の除去手法について

現行の法規では脊髄除去のみを考慮している。当該法規はNOM-008-ZOO-1994「と畜施設及び食肉処理施設の建設及び設備に関する衛生規定」及びその改正（1999年2月10日付）で、該当箇所は以下のとおり：
--

『 3. 定義

本公式規定は、以下の解釈に基づき適用される。

3.6 副産物：リンパ節（腺）、脊髄、陰茎、精巣、脚、乳房、脾臓、胎児など、と畜で生じる産物 ……

4.11. レンダリング施設

係留中に死亡した動物、あるいは食用に認可されなかった枝肉、内臓、骨、その他の副産物を製品化するために必要な設備、ならびに製品化できない産物を処理する設備が備えられていなければならない。それらが無い場合には、他の施設と契約し、上記産物を輸送して製品化することも認められているが、その場合はSAGARPAに届け出なければならない。

5.9.11. 食用不適・検査不合格物を処理する設備

食用不適物、副産物、及び検査不合格物を処理するために、プラスチック製あるいは防食性金属製のラベルの付された容器を十分量備えていなければならない。

5.3.10. 廃棄物を処分するための設備

全ての施設は、食用不適・検査不合格物を当局が定めた要件に従って処理するために、レンダリング設備あるいは焼却炉を備えるものとする。

レンダリング設備がない場合には、検査不合格部位を変性させて防水金属製容器に入れ、別途設けられた食用不適格物置き場に移し、他の施設のレンダリング工場に、書面による合意のもとに、毎日配送しなければならない。』

このように、全ての脊髄は枝肉から除去され、SAGARPA認定のレンダリング施設に送られることになっている。

3.3.2 せき柱の処理方法について

法規には脊髄の除去方法が明記されていないが、牛をと畜する事業体は、脊髄除去用の特殊なフック、ナイフ、または吸引機を使用している。また、日本に輸出する施設は、BSEの特定危険部位を除去するための特定の器具を使用するよう要請されている。

3.4 SSOP 及び HACCP に基づく管理

3.4.1 SSOP 及び HACCP に関する規制の概要及び規則（法令）

（規制の変更があった場合はその都度記載する）

概要を記載し、関連文書を添付

1. 衛生標準作業手順（SSOP）プログラム

SSOP評価のために、本プログラムで以下の事項が考慮されるよう提言されている。

- 適切な衛生及び殺菌を保証するため、施設で日々実施されている、作業前及び作業中の衛生手順
- 当該手順は、施設の設備に合致するものでなければならない
- 洗浄及び殺菌の各作業を担当する者の職務
- 各作業の実施方法と実施頻度
- SSOPを適用する製品
- 手順の点検方法
- 問題があった場合の是正措置
- 発見された問題とそれに対する是正措置を記録するための書式
- 規定された作業の履行を監視する者の職務及び/もしくは名前
- HACCP及びSSOPの法的根拠は、連邦動物衛生法の第三章「所轄当局」にある

第 6 条 LXVI 項、LXVIII 項、及び LXX 項

3.4.2 規制の実施主体及び規制実施後の遵守状況（違反の有無/ある場合はその内容・対応）

農業牧畜水産食糧農村開発省（SAGARPA）食品衛生安全品質管理局（SENASICA）

3.4.3 代表的な SSOP と HACCP の見本（BSE 対策に関する CCP を明記）

輸出向けのと畜場に限り、特定危険部位（SRM）の処理を禁止

3.4.4 食肉処理場における SSOP 及び HACCP 導入施設数及び割合

(2007 年現在)

	SSOP	HACCP
SSOP/HACCP を導入している 食肉処理場数 91 ヲ所が SSOP を導入している	(100%)	(40%)
SSOP/HACCP を導入していない 食肉処理場数	(0%)	(60%)

4 食肉等のリスク

4.1 食肉および機械的回収肉 (MRM)

●食肉及び MRM に関する法令に基づく規制はあるか？

はい→4.1.1 へ / ○いいえ→4.1.3 へ

4.1.1 食肉及び機械的回収肉 (MRM) (先進的機械回収肉 (AMR) 含む) に関する規制の概要及び規則 (法令) (規制の変更があった場合はその都度記載する)

概要を記載し、関連文書を添付

該当なし

4.1.2 規制の実施主体及び規制実施後の遵守状況 (違反の有無/ある場合はその内容・対応)

該当なし

4.1.3 機械的回収肉 (MRM) を製造している場合は、その製造方法及び製造施設数

該当なし

4.2 内臓

4.2.1 内臓等の取り扱いについて、一般的に実施されている方法を記載。

なお、法令等に基づく規制がある場合は、その概要及び規則 (法令)、施設の遵守状況、関連文書を添付。

(1)施設において、扁桃 (口蓋扁桃、咽頭扁桃、舌扁桃) はいつ、どこで、どのように除去されているのか

扁桃は、施設内の工程で除去される。と畜を行う連邦検査適合型 (TIF) 施設では、頭部の検査後、頭部検査用の特殊な機器の上に舌を引き出して扁桃を除去し、SRM専用の容器に入れる。日本政府が求める措置を遵守することを目的に、2005年2月18日付で通達が発出された。

(2)と畜検査員は扁桃が除去されていることを確認しているか

頭部検査及び扁桃の除去は、獣医官が確認する。

これについては、メキシコの公式規定NOM-009-ZOO-1994「食肉衛生処理」の第7.3 項及び第7.5項に規定されており、以下のとおりである：

7.3 検査のため、動物の頭部は、角、唇、皮、その他一切の汚染物が除去された状態でなければならない。頭部洗浄は、2本に分岐したホースを両方の鼻窩に差し込み、高圧水を使用して行うものとする。
7.5 枝肉、内臓及び頭部の衛生検査は、獣医官もしくは認定獣医、及び／または補佐官が行わなければならない。

(3)施設において、回腸遠位部は、いつ、どこで、どのように除去されているのか

内臓の検査後、この危険部位を除去するため、小腸を盲腸から回腸遠位部に向かって2m切除し、腸専用の容器に入れる。

(4)食肉検査官または獣医官は、回腸遠位部が除去されていることを確認しているか

内臓検査及び回腸遠位部の除去は、獣医官が確認する。

内臓検査については、NOM-009-ZOO-1994「食肉衛生処理」の第7.6項に規定されている。
日本政府の求める措置を遵守することを目的に、2005年2月18日付で通達が発出された。

4.2.2 内臓等の取り扱いについてのマニュアル、SSOP等の有無

と畜場では、リスク分析に基づき判断されるリスクに応じて、衛生標準作業手順（SSOP）を作成し、継続して実施している。

5 その他

5.1 輸出のための付加的要件等

5.1.1 我が国に輸出するための付加的要件がある場合、その内容及び遵守状況 (関連文書を添付) (変更があった場合はその都度記載する)

- －特定の基準を満たしている施設のみが日本への輸出を認可されている。
- －輸出向けの施設には、危害分析重要管理点監視方式（HACCP）の導入が義務づけられている。
- －頭部、脊柱、脊髄、及び回腸遠位部の除去が要請されている。

別添 BSE リスク国

	Country name	GBR level			
		II	III	IV	
1	Andorra		III(12/2002)		
2	Albania		III(03/2001)		
3	Austria		III(05/2002)		BSE confirmed
4	Belarus		III(04/2003)		
5	Belgium		III(07/2000)		BSE confirmed
6	Bulgaria		III(06/2002)		
7	Canada		III(07/2004)		BSE confirmed
8	Chile		III(06/2005)		
9	Croatia		III(06/2002)		
10	Cyprus		III(04/2003)		
11	Czech Republic		III(03/2001)		BSE confirmed
12	Denmark		III(07/2000)		BSE confirmed
13	Estonia		III(04/2003)		
14	Finland		III(05/2002)		BSE confirmed
15	Former Yugoslavian Republic of Macedonia		III(04/2003)		
16	France		III(07/2000)		BSE confirmed
17	Germany		III(07/2000)		BSE confirmed
18	Greece		III(12/2002)		BSE confirmed
19	Hungary		III(03/2001)		
20	Ireland		III(07/2000)		BSE confirmed
21	Israel		III(09/2002)		BSE confirmed
22	Italy		III(07/2000)		BSE confirmed
23	Japan				BSE confirmed
24	Liechtenstein				BSE confirmed
25	Latvia		III(06/2002)		
26	Lithuania		III(04/2003)		
27	Luxembourg		III(07/2000)		BSE confirmed
28	Malta		III(09/2002)		
29	Mexico		III(07/2004)		
30	Netherlands		III(07/2000)		BSE confirmed
31	Poland		III(03/2001)		BSE confirmed
32	Portugal			IV(07/2000)	BSE confirmed
33	Republic of South Africa		III(07/2004)		
34	Romania		III(05/2001)		
35	San Marino		III(06/2002)		
36	Slovak Republic		III(03/2001)		BSE confirmed
37	Slovenia		III(09/2002)		BSE confirmed
38	Spain		III(07/2000)		BSE confirmed
39	Sweden	II(07/2004)			BSE confirmed
40	Switzerland		III(02/2001)		BSE confirmed
41	Turkey		III(06/2002)		
42	United Kingdom			IV(07/2000)	BSE confirmed
43	USA		III(07/2004)		BSE confirmed